# 令和4年第9回ニセコ町議会定例会 第2号

## 令和4年12月16日(金曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 議案第 1号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関す る条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 2号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 6 議案第 3号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例
- 7 議案第 4号 ニセコ町中小企業等信仰条例の制定
- 8 議案第 5号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 6号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 7号 ニセコ町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例
- 11 議案第 8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算
- 12 議案第 9号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 13 議案第 10 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 14 議員派遣の件について
- 15 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員会)
- 16 閉会中の継続審査お申し出について (総務常任委員会)

# ○出席議員(10名)

1番	篠	原	正	男		2番	木	下	裕	三
3番	髙	瀨	浩	樹		4番	榊	原	龍	弥
5番	斉	藤	うと	り子		6番	浜	本	和	彦
7番	小	松	弘	幸		8番	高	木	直	良
9番	書	KK	雄	+:		10番	猪	狩	_	郎

# ○欠席議員(0名)

# ○出席説明員

町 長 片 山 健 也 町 長 山 本 契 太 副 孝 会 計 管 理 者 加 藤 紀 一 広 総 務 課 長 福 村 康二郎 防 災 専 門 官 青 田 画 環 境 課 長 高 瀬 達 矢 企 税 務 課 長 鈴 木 健 町民生活課長 富 永 匡 保健福祉課長 桜 井 則 政 課 中 Ш 博 視 農業委員会事務局長 政 課 参 事 Щ 田 浩 智 国営農地再編推進室長 石 Щ 商工観光課長 齌 藤 徹 商工観光課参事 三 上 進 都市建設課長 黒 瀧 敏 雄 都市建設課参事 橋 本 啓 上下水道課長 行 石 Щ 康 総 務 係 長 樋 П 範 幸 財 政 係 長 浅 井 理 登 三 育 長 片 教 尚 辰 学校教育課長 信 幸 冏 部 町民学習係長 Щ 崎 英 文 こども未来課長 淵 野 伸 隆 学校給食センター長 三 橋 公

# ○出席事務局職員

 事 務 局 長 前 原 功 治

 書 記 佐 藤 秀 美

### ◎開議の宣告

○議長(猪狩一郎君) ただいまの出席議員は10名です。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(猪狩一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、高木直良君、9番、青羽雄士君を指名します。

### ◎日程第2 諸般の報告

○議長(猪狩一郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長 中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習係長、山崎英文君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、三橋公一君、以上の諸君です。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

## ◎日程第3 一般質問

○議長(猪狩一郎君) 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

小松弘幸君。

○7番(小松弘幸君) おはようございます。それでは通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回は、地域公共交通見直しと自動運転バスの実用化についてご質問いたします。町内の移動手段として、自宅などから目的地までドア・ツー・ドアサービス形態のデマンドバスが運行され、利便性の向上に努力されています。

北海道新幹線は 2030 年度の開業を目指して、新函館北斗・札幌間の工事が進む中、並行する J R 函館本線の長万部・小樽間については、沿線自治体が廃止・バス転換の合意に至りました。この在来線の廃止方針により地域交通は大きく変わり、地域にとって重要な変換となります。通学や通院、買

い物などの現状の利用者だけでなく、少子高齢化が進み、病院へ通院する高齢の患者などの増加も懸念されています。特に自ら自家用車などを運転できない身体が不自由な高齢者や障がい者の場合は、移動手段の確保は非常に重要です。また、高齢者の自主的な免許返納を求める動きや路線バスの運転士不足などの深刻な課題があります。バス転換は単なる置き換えではなく、地域の生活が持続できるよう今後のことも視野に入れて検討すべきです。将来に向けてこれらを解決するためにも、地域公共交通の見直しとして利便性の高い地域交通の確立を目指すべきであります。人間がハンドルを握らなくても、システムが車を自動で運転してくれる最先端のICT技術を活用した自動運転バスの実用化に向けて、取り組むことが重要と考えます。これについて町長に伺います。

- ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。
- ○町長(片山健也君) おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。2030 年度の北海道新幹線開業に伴い、現在長万部・小樽間におけるバス運行について、北海道新幹線並行在来線対策協議会、これは事務局が北海道にありますが、において検討を進めているところでございます。検討の状況ですが、現在ある国などの補助制度を活用したルートを基本に通学や通院などに配慮したダイヤ、また利便性を高めるため学校や病院の近くに停留所を設置することや、人にも環境にも優しいバスの導入などの検討を進めているところでございます。バス事業においては厳しい経営環境に加え、大型2種免許取得者の減少、高齢化等を背景に運転者不足が深刻な問題となっており、議員ご指摘のとおりバス運転者の確保が喫緊の課題となっているところでございます。今後協議会の場において、乗務員の確保対策についても協議を進めていきたいと考えております。

自動運転バスについてですが、国土交通省では少子高齢化への対応、生産性の向上や高齢者等の移動支援等の課題を解決するため、自動運転の実現に向けた技術開発を官民一体となって進めており、その中でも自動運転バスが最有力として現在取り組んでいるものと承知をしております。人口減少や運転士不足など既存の公共交通の維持が難しい中、公共交通を確保するための手段として、自動運転は非常に有用な方策であると私どもも認識しております。現在寒冷地での可能性について上士幌町で実証試験が続けられておりますので、こういった推移を見守るとともに、早い実用化を期待しているところでございます。今後も地域公共交通の確保に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

### ○議長(猪狩一郎君) 小松議員。

○7番(小松弘幸君) 自治体の自動運転バス運行は、2020年に茨城県境町が全国で初めて3台導入し、公道で経常定路線での運行をされています。2021年8月より停留所の数を16か所に増やして、土日の運行も開始しました。地方が抱える公共交通の課題解決のモデルケースとなっています。お年寄りが安心して出かけられることは大切であり、導入の意義があると考えます。2022年4月に道路交通法の一部を改正する法律案が国会で可決されたことで、2023年4月、限定地域であれば運転士が乗車しなくてもよい、いわゆるレベル4の自動運転車を活用した公道での巡回サービスが解禁となります。これにより、自動運転バスについても特定条件下であれば遠隔監視のみで運転士が乗車しない無人自動運転が可能となります。同様の課題を持つ他地域のモデルとしても、町内のバス事業者

と連携してニセコ町が最適な運行体制の構築を目指すよう、ぜひ導入すべきと考えます。これについてお聞きします。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) ただいまの再質問にお答えします。実証実験につきましては、できることであればやりたいという気持ちもあります。先週北海道大学で会議があり、そこで実際に上士幌でやられている担当の民間の方ともお会いさせていただきました。上士幌で実証試験を行っておりますが、事業費としては現在1億4,000万ほどかかっております。また、ご紹介いただきました茨城県境町のこの実証実験費用は5億2,000万円になっております。もう1か所、岐阜県岐阜市におきましては9,700万円で実証試験を行っているということです。走行距離も20キロ程度と聞いております。今後そういう状況の推移を見て、また可能性があればニセコも手を挙げることは考えたいと思いますが、現状ではその実験にかかる費用が億単位ということでもありますし、町の優先順位としてはもう少し熟度が上がった段階でと考えております。雪が多いなかどうなのかとか、国に対して実証場所としての可能性提案をさせていただきたいと思いますが、現在のところ自治体持ち出しがかなり多い中では、少しハードルが高いと考えているのが実態でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 小松議員。

○7番(小松弘幸君) 先ほどの町長からの答弁にもありましたが、道内では12月1日に十勝管内の上士幌町が自動運転バスの公道での定期運行を始めました。調べたところ、積雪のある地域での走行も可能であります。ハードルが高いと言われましたが、ぜひ自動運転バスの実用化に向けて早めに取り組んでいただきたいと思います。本来からいうと、やると言っていただいて、スケジュールとか現実的なところをお伺いしたかったんですけども、その辺も含めて改めてお尋ねしたいと思います。○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 先ほど申しました上士幌町で実験している民間の担当の方にお聞きしましたが、現在時速20キロ以下で走行中ですが、上士幌でも路肩の雪や吹雪の時など、あるいはGPSの性能であるとか、そういう面は実証段階ということでありますし、今、例えばニセコで20キロの状況で走るとなると、ほかの交通も相当制限するということでありますので、そう簡単にはいかないかなと思っています。ただおっしゃるとおり、情報をしっかり集めて、我が町でも将来そういうことができるような路線を限定して実験できるかどうか、その辺全体の事業費ですとか町の負担、あるいは民間等、国の経済産業省をはじめ各省庁の応援ですとかそういったものを見極めて、また議会ともご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(猪狩一郎君) 次に、篠原正男君。
- ○1番(篠原正男君) それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、苦情等に関する窓口の設置についてであります。近年、業務の複雑化や利害関係の複雑化に伴い、行政全般の業務に関し苦情や内部通報・相談について、その件数の増加が見込まれますが、その実態についてまずお伺いをいたします。

また、苦情を寄せられる方にとっては、電話取次ぎと苦情対応に関して、担当者や責任ある者が不在との理由で済まされる場合があると聞き及んでおります。このことは訴える側に不信感を増幅さ

せかねません。

そこで、直接の利害関係がない苦情等に関する窓口を設置し、相互牽制作用を図り、苦情等の速や かな解決を図る方策が必要と考えます。さらに、苦情の受付と対処過程が分かるように、ホームペー ジ等で周知する必要があるのではないでしょうか。町長、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) それでは、篠原議員のご質問にお答えいたします。ニセコ町ではまちづくり 基本条例第 32 条において、意見・要望・苦情等への対応を義務づけ、第 3 項では対応を迅速かつ適 切に行うため、対応記録を作成することとされています。これまでも担当課に寄せられた苦情については、担当課それぞれ適切に対応していると考えておりますが、情報共有が必要な案件については課内のみならず関係課において、必要に応じて対応記録の文書決裁をとることとしてございます。電話や直接窓口に来ていただいた場合には、各担当課長の責任のもとで随時対応させていただいているところでございます。案件の中には北海道や関係団体などとの調整も必要で、回答に時間がかかることもありますが、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

なお、町の企画環境課広報広聴係が把握している令和 3 年度分の意見・要望の状況につきましては、メールでの問合せが 262 件ありまして、その中で意見対応依頼が 98 件となってございます。そのほか、私の意見 15 件、広報公聴箱 12 件、まちづくり懇談会で 71 件の意見・要望などが出されております。匿名の方などからの意見を除いて、回答が必要な案件については広報広聴係から所管する担当課へ回付し、担当課より電話や電子メールなどでお答えさせていただいてきているところでございます。

このような対応を進めさせていただいておりますので、改めて苦情に関する新たな窓口というものを設置することは現在のところ考えてございません。しかしながら、職員の苦情などの対応や電話対応などの研修を行い、職員が相手の立場に立って親切な対応ができるよう努めてまいります。また、不手際等に関する具体的事案がありましたら、随時ご指摘を賜れば大変ありがたいと思っております。今後とも職員と情報共有しながら努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 片岡教育長。

○教育長(片岡辰三君) 篠原議員のご質問にお答えいたします。教育委員会に寄せられる相談や苦情等については件数も多くあり、通常の相談やすぐに解決する苦情については特に記録はとってございません。ただし、記録に残すべき案件につきましては、その都度教育長の決裁をとるなど適正に記録を残してございます。教育委員会としましては、これまでも事案によっては教育長・担当課長が対応するなど、適切な対応と丁寧な回答をするように取り組んできたところでございます。こうした対応により、直近では特に大きな問題となっているものはないと考えてございます。また、学校への相談や苦情についても、丁寧な対応するよう指導しているところでございます。いずれにいたしましても教育委員会への相談や苦情について、議員ご指摘のような担当者や責任者が不在なことで不信感を抱かせることがないよう、職員等に対しいま一度指導してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。

○1番(篠原正男君) 町長部局並びに教育委員会部局でのそれぞれの対応について理解をいたしますが、ただ全般を通して私の考えでございますけども、苦情を寄せる方にとっては担当窓口であれ、もしくは違うところにつながったのであれ、なかなか見えないところがあるだろうということをまずご指摘をしたいと思います。町全体で言えば、要するにここの部署に連絡すれば必ず取り次いでいただいて、苦情・要望を聞いて回答いただける。多少時間がかかっても回答いただけるという安心感を与える意味でも、しっかりとその窓口というのはつくるべきじゃないかと私は考えます。

それで先ほどのまちづくり基本条例に定まっている手続等に対して、町行政に関わっては適切に 行われているということでございますけども、繰り返しになりますけども、さらに町行政をスキルア ップさせ、また町民もしくはニセコ町との関係のある方々と信頼関係をさらに構築するためにも、私 はその窓口が必要だろうというふうに思います。

一方で、教育行政に関わっては、昨今の様々な事例に現れているように、ともすれば情報処理に関わって多少なりとも時間がかかってしまい、対象者の不信感を増大させ、さらに大きなことになっていくというような事例があちこちで見受けられます。

ニセコ町においても教育行政に関わっても、しっかりと窓口を設置する、それが教育に携わって最 善の策ではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

また合わせて、経過を知りたいという要望も寄せられているところであります。その経過について、 匿名であろうが直接であろうが分かる方法ということも考える必要があるんではないかと。匿名だ から全く扱わないということではなくて、匿名であってもその経過をしっかり明らかにして、お知ら せをするということも必要じゃないか。そのための手段として、ホームページに今このような状況に ありますということも、お知らせする必要があるんじゃないかと考えますが、その点はいかがでしょ うか。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 全般的なことに関しましては企画環境課広報広聴係、広報すると同時に広聴というものもあり、これは皆さんからいろんなご意見、公聴箱でありますとかあるいは町のホームページの問合せはメールで結構あるもんですから、これらの対応を全てお受けしながら手続を行っておりまして、そういう面では全般的には広報広聴係がそういう受付をすることになっております。例えば除雪の時期ですと、一日数十件の苦情が参ります。それから福祉関係も多種多様な要望をそれぞれ個別事情に応じて問合せがあります。それを全て一元化して苦情担当というのは、逆にちょっと難しいのではないかと。逆に除雪だったら除雪担当がすぐレスポンスさせていただいていますので、そういった対応の面では、それぞれの事情に応じた個別での迅速な対応っていうのは必要ではないかと考えております。なお役場の中では、保健師業務につきましては、健康にも関わることであり、これについては基本的には全て相談内容を記録しているというような状況になっております。また、これらの個々のものをホームページに出すっていうこと自体は、もちろん事務量もそうでありますが、個人情報に配慮する相当な対応ということが技術的にも必要ではないかと思っております。私どもとしては現在のとおりきちっと対応していきたいと考えております。ただ、冒頭におっしゃられまし

た、電話を受けておいて管理職がいないからあるいは上司がいないからといってそのままにされる のはあってはならないことでありますので、その辺は再度課長会議等を通じながら、全職員に再度徹 底をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(猪狩一郎君) 片岡教育長。
- ○教育長(片岡辰三君) 基本的なことにつきましては、ただいま町長のほうから答弁されたところでございますけれども、教育委員会としましても昨今新聞紙上でもいろいろと課題があるということは承知してございます。特に学校関係は、教職員も定期的な異動等で、そういった町における認識等も不足しているところもあるとは思います。そういうことも含め、やはり丁寧な指導とまずはしっかりと聞くということで、最初の対応が特に重要であると受け止めており、改めて教職員並びに教育委員会職員等の適切な対応や丁寧な応対等にしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。よろしくご理解のほどお願いします。
- ○議長(猪狩一郎君) 山本副町長。
- ○副町長(山本契太君) 私から報告をさせていただきたいと思います。先ほどの回答の中に含まれておりませんでしたが、総務省所管で総務大臣の直接の委嘱によりまして、行政相談員というのが全国に3,000人ほどいるそうですが、ニセコ町においても行政相談員さんは1名常駐してございます。この行政相談員さんについては、先ほど議員からご指摘ありましたように、直接の利害関係がない苦情等に関する窓口という意味では、まさにそのようなかたちとして設置されております。ただ、この行政相談員さんの存在といいますか、相談所の設置等についてのPR告知というあたりについては、もう少し適切にさせていただくことは必要かなと思っております。そのような窓口も現にありますので、そちらのほうの相談についても告知させていただくということで申し添えておきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。
- ○1 番(篠原正男君) この種の問題で一番厄介なのは、感情的になられてしまうということです。というのは、本来短時間で済むことが、感情的になることによって長引いてしまったり、または別な訴えが生まれたりということで、この辺については重々ご承知おきのことと思いますけれども。そこで一つ、窓口をつくることにこだわる部分については、職員間同士の牽制作用というものが必要になってくるんじゃないかと考えるからであります。先ほど来、広報広聴係、聞く力を持った係があるということですが、逆に言うとその処理に関わっては、まず一義的に広聴係が伺えますという体制づくりも必要ではないかと思います。現在、広報広聴係があるからいいんだということじゃなくて、広報広聴係がそれを全面的にやりましょうと、ただ先ほど示された件数はたくさんありますけども、多少行き違いのあったものに関しては、広報広聴係で受けましょうという組織体制がはっきりしないと、なかなかスムーズな流れをつくっていけないのではないかと考えます。相互牽制というような意味から、その辺を検討されてはいかがでしょうか。
- ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。
- ○町長(片山健也君) ただいまのご質問にお答えいたします。一義的にここという窓口といいますか、統一してそこに情報を集め振り分けて、全体をコントロールするということだと思いますけれど、

先ほど申しましたとおり、例えば除雪の時期になると、いっぱい降ったときは一日数十件、実際はもっと多いときもありますし、そういった様々な行政課題を一つのところで受けて振り分けるっていう時間的ロス等考えると、私は現在のほうがスピード感もあって、直ちにその場で解決できるのでいいのではないかと考えております。ただ、確かに役場にはたくさんの業務がありますので、一般の住民の皆さんがどこにかけたらいいかわからないということはおっしゃるとおりかと思います。私どもチラシや広報などは今全部名前を入れるということにしておりまして、電話番号と名前等一覧表にして、こういう案件はここにっていう担当が明らかに分かるような告知は確かに必要かもしれませんので、その辺も少し検討してみたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(猪狩一郎君) 次の質問を許します。
- ○1番(篠原正男君) それでは、2点目の質問に入らせていただきます。インボイス制度導入への 準備状況についてお伺いをいたします。令和5年10月からインボイス制度が開始されます。それに 向けた町の準備状況について伺います。

また、町内事業者の中で商工会や農業協同組合等に属さない事業者に対して、まちづくりの観点からインボイス制度に関する情報提供や経済的支援が必要と考えますが、その取組み状況についてお伺いをいたします。

- ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。
- ○町長(片山健也君) ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。インボイス制度の導入につきましては、町内の中小企業者の皆様におかれましては心配な面も多いことと思われます。現在ニセコ町商工会において、チラシ等の配布による啓発や情報提供を行い、合わせて本年9月にはインボイス制度に関するセミナーをニセコ町民センターで開催しております。このセミナーにつきましては、商工会会員以外の方にもご案内をされて、17名の方が参加されているところでございます。また、日常の相談業務の中でも、商工会並びに商工会会員以外の方から相談があった場合でも、ニセコ町商工会において随時対応してきているところでございます。経済的支援という面では、インボイス導入により、例えばレジやタブレットの購入費用などが対象となる中小企業庁の補助金も創設されておりますので、そのような制度についても、商工会での相談業務の中でご紹介をさせていただいているということでございます。

また、国税庁によるインボイス制度のコールセンターも創設されておりまして、一般的な相談を受け付けているほか、個別具体的相談についても各地方税務署、本町の所管は倶知安税務署でございますが、倶知安税務署で相談を受け付けているという連絡を受けております。今後も引き続きインボイス導入を円滑に進められるよう、ニセコ町商工会とも連携しながら助成制度の周知などを行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。
- ○1 番(篠原正男君) 私の質問が至らなかったのでしょうか、インボイス制度の改修に関わって、 ニセコ町役場も対象となり得ると私は判断しています。その対応について、ニセコ町役場では今どの ような準備状況になっているんですかということも含めた質問でありましたので、その点について も触れていただきたいと思います。

- ○議長(猪狩一郎君) 福村総務課長。
- ○総務課長(福村一広君) 篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。ニセコ町役場の対応状況 については、現会計システムのほうで対応しておりまして、3月までに既にシステム改修を終えるような感じで行っております。それで、そのインボイスに対応した請求書の発行も、システム上チェックを入れればできるような感じで、簡素にシステム開発を進めております。今現在、特に法律の施行上、遅れるような状況にはなっていないと思っております。以上でございます。
- ○議長(猪狩一郎君)篠原議員。
- ○1番(篠原正男君) ニセコ町は準備が整ったということでございます。その状況について、いわゆる全職員が把握されているのかどうか。その状況というのはニセコ町が行おうとすることと、逆にニセコ町内の事業者、事業を行う者にとっての対応が必要になってくる場合、そういう場合も含めて、職員全体が把握されているかどうかということについて再質問させていただきます。

それから、町内事業者に対する周知徹底に関わっては、ニセコ町商工会を中心とした周知活動並びに支援活動も行っていると。また各種、国の補助制度等も含めて周知されているということですが、果たしてそれでニセコ町で事業を行う全ての方が理解し判断されているとお考えでしょうか。再度お伺いします。

- ○議長(猪狩一郎君) 福村総務課長。
- ○総務課長(福村一広君) 役場職員に対する周知についてでございますけども、ニセコ町の場合は 3 月末までにシステム改修を行います。それで法律の施行は 10 月 1 日で、この間 6 か月の猶予期間 がございますので、その間にシステムにおいてのインボイスに対する取扱い等の説明は行っていき たいと思っております。現時点ではまだ改修中でありますので、周知はさせていただいておりませんが、ただ担当課については既に意見交換等を行って進めております。全職員までには至っていませんが、全職員に向けても説明をしていくということにしております。以上でございます。
- ○議長(猪狩一郎君) 齊藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(齊藤徹君) ただいまの篠原議員のご質問で、事業者についてどれだけしっかり周知されているのかというところでありますが、商工会との意見交換の中では軽減税率だとか消費税が上がるとき、令和元年 10 月からだったと思いますが、その頃にインボイス制度については施行されるということについて周知が始まっていました。先ほど国のいろいろな助成金制度の話もありましたけども、軽減税率に対応するレジの導入だとか、そういったものを含めてインボイスにも対応できるものを導入されているだとか、そういったことで今まで時間をかけて相談業務の中で皆さんへの周知を可能な限りしているというところではあるんですが、全ての事業者にというところもございますので、今後さらに一層商工会とも連携しながら、より広く皆さんに周知徹底するように努力していきたいと考えております。ご理解とご協力をよろしくお願いしたいと。思います。以上です。
- ○議長(猪狩一郎君) 鈴木税務課長。
- ○税務課長(鈴木健君) 私ども税務課業務の部分のほうから補足をさせていただきますと、昨今、 税をめぐる状況というのは消費税のインボイスにかかわらず、いろいろな電子化ですとか非常に複 雑になっておりまして、特に中小規模の事業者さんですとか個人事業主さんの方には、非常に負担感

を生じるようなことがどんどん増えてきています。やはり私ども窓口の中でいろいろなご相談を受 けることが多々ございますので、私どもとしては数年前からインボイスに限らず、ご自身でできるの かできないのかっていうのを皆さんとのお話の中で見極めていただいて、ちょっと難しそうだなと いう方に関しては、ぜひ商工会に入ってくださいですとか、税理士さんにご相談をいただいたほうが 節税ですとか、そういった部分のかなり経済的なメリットもありますというようなお話を長年草の 根のような形で続けてまいりました。実際、私ども2月から3月にかけて、消費税も含めた確定申告 の臨時の窓口を設けてございますが、5年ぐらい前までは消費税の確定申告をお受けするのが年間約 20 件ほどございました。そのときも今後どんどん複雑になってくるので、できれば商工会ですとか 税理士さんにご相談をおいてください、消費税は国税ですので私どもも専門的な知識を有している わけではございませんので、私どもとやりとりをするよりも必ずメリットがございますというよう な話を続けてまいりました結果、令和3年の確定申告の受付に関しては、もう既に消費税は10件前 後と半減をしてございます。そういった部分で、日々新しい個人事業主を開業した方とか、そういっ た部分での相談を受けることは結構ございます。私どもの税務行政としましても、そういった予算で すとか事務には見えない形ではありますけれども、草の根で地域として皆さんを支えていく、取り残 さないというような形で窓口にあたってございますので、どうかご理解をよろしくお願いいたしま す。

# ○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。

○1番(篠原正男君) ニセコ町として、町内事業者等に関して取り残さないような形での周知活動を今後とも行っていくということですが、もう少し足元に視点を当ててみますと、例えば農業関係については、農業協同組合が主体となって農家さんに対して周知徹底を図ったり、また事業者となるならないの判断に耐えうる指導をしていくというような話も伺っています。ただ、一方ではどうしてもそれらについてやっぱり判断できかねる、もしくは高齢という理由でもって、この機会に事業をやめてしまおうというような、本当に中小企業というよりも零細的な事業者もあるように伺っております。ですから、町の商工観光であれば、道の駅出品業者に対して税務の立場じゃなくて、その情報を担当する立場から周知を図って、最終的には税務もしくは国税担当のほうに相談に行ってもらうというような、本当にきめ細かな対応が私は必要だろうと思っております。今現在もそれぞれの担当部署で大変苦労されていると思いますけども、さらなるきめ細かな対応をしていただきたいということを申し上げて質問を終わらせていただきます。

### ○議長(猪狩一郎君) 次に髙瀨浩樹君。

○3番(髙瀬浩樹君) 通告に従いまして質問させていただきます。現在、ニセコ町内の国道・道道に関しては、道路幅も広く問題は感じられないが、残念ながら町道に関しては、道幅も狭く見通しの悪いところも少なくない。

観光客の増加に伴い、レンタカー・観光バス、さらには自転車など交通量も多く、時にはパンフレットを片手に歩く人の姿さえも見受けられ、危険な場所が多いのではないか。

道内の車両事故例を見ると、トラクターとの追突事故というのがあります。これはトラクターの走行スピードが規制されているため、後方からの車が追突してしまうというものだが、道幅が狭く見通

しのきかない道を走るのは容易ではないと思われる。その対策として、観光客や一般の人、また農業者も注意する目的で、看板や標識の設置を考えてみるべきではないか、町長に伺います。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) ただいまの高瀬議員のご質問にお答えいたします。新型コロナウイルスの水際対策の規制緩和などにより、今後観光客も増えることが予想され、高瀬議員のご指摘のとおり農作業の繁忙期には農業車両の通行が多い町道もございますので、ある程度対応が必要と考えております。近隣町村でも農業車両の通行が多い道路では、トラクター通行等の注意喚起の看板が設置されておりますので、道路管理をしている都市建設課と交通安全担当の町民生活課等で連携をとって、トラクター走行注意など注意喚起の看板設置を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 髙瀨議員。

○3番(髙瀨浩樹君) 前向きに検討していただけるということで、ありがとうございます。トラク ターにおける道路交通法が確か令和 2 年の年明けに改正されているんですが、今までは農業の作業 機をつけての走行やトレーラーは認められていなかったんです。これはあくまでも黙認というかた ちで取締りもないのが現実でした。現在は一定の条件を満たすことにより、作業用車両が非常に多く なって、酪農家さんだと今では後ろに牧草をまるめたり、そういうようなものが全て認められること になりました。農業規模の拡大に伴って農業機械の大型化も進み、幅も私が使っているものも 3m20 とか、そういう機械が公道を走ると、しょっちゅう止まらないといけないという事情もあります。ま た、トレーラーも長さ10メートルを超えるものなどあり、公道を走行するには細心の注意を払いな がら運転となります。先ほど町長が言われた規制緩和により、観光客がまた増えて賑わいが戻りつつ ありますが、それと共にレンタカー・観光バス等の交通量の増加による事故が心配になってきていま す。 次第に再開されるようになってきたイベント関連ですが、 町内でも今年 6 月だったかニセコクラ シック、9月にはツールド北海道と、道道、国道いろいろ利用されながら町道にも入ってきています が、そういうイベントが多々行われ、多方面からニセコを訪れる人の姿も私は見受けられると思って います。自転車イベント参加者はもちろん、沿道で応援する側の人たちが安心して、自然の景観を楽 しみながらニセコ時間を過ごせるため、カントリーサイン的なのどかな標識、倶知安町では注意看板 ということでスピードダウンだとか、農業車両が走っていますよとかそういう看板は出ていますが、 それ以外にも標識という形でトラクターの図柄が書いてあるもの、調べたらそういうものを扱って いる地方もありましたが、そういう看板があればニセコのPRにもつながるのではないかと思いま す。農業車両の事故を未然に防ぎ、なおかつ景観を損なわない程度のニセコらしい標識があれば、観 光客がSNSなどで多方面にニセコを発信してくれるのではないかと思っております。それが農業 と観光が結びつくきっかけになるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) 橋本都市建設課参事。

○都市建設課参事(橋本啓二君) 髙瀨議員の再質問にお答えさせていただきます。標識・看板についてはニセコらしいサインというものは、今私のほうでぱっと思い浮かばないんですけども、いろいろ調べまして検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(猪狩一郎君) 次に、木下裕三君。
- ○2番(木下裕三君) 通告に従いまして、マイナンバーカードの普及について質問いたします。マイナンバーカードをさらに普及させるために、国は 6 月からマイナポイント事業の第 2 弾をスタートさせ、申請期限も当初の 9 月末から 12 月末まで延長となりました。

また、今年の7月26日以降に初めて申請すると、このマイナポイントとは別にニセコ町独自で綺羅カードに1,000ポイント付与していましたが、こちらも申請期限が11月末から12月末まで延長されました。

このカード自体で免許証やパスポートのように本人確認ができるほかに、オンライン上でも本人 確認ができるのがこのマイナンバーカードの大きな特徴ですが、このマイナンバーカードについて 伺いたいと思います。

- (1) マイナポイント事業第2弾が始まる前と現時点を比較した増加数と普及率はどれくらいでしょうか。また、マイナポイント事業第2弾とこのニセコ町独自の綺羅カードポイントの付与をどのように評価していますか。
- (2) コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を取得できることもマイナンバーカードの特徴の一つですけども、ニセコ町はまだこのサービスを利用できません。今後利用できるようになるのでしょうか、できるとしたらいつごろになりますか。
- ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。
- ○町長(片山健也君) ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。まずニセコ町におけるマイナンバーカードの現状についてご説明申し上げます。11月30日現在の申請件数は3,027件で、申請率が61.2%。全道平均は65.3%です。交付件数は2,467件、交付率が49.9%で、全道平均は52.2%となっており、申請率・交付率とも全道平均を下回っている状況となってございます。

ご質問の1点目のマイナポイントの関係でありますが、マイナポイント事業第2弾が始まった6月の申請件数は28件、綺羅カードポイント付与事業が開始されてからの8月の申請件数が137件、直近11月の申請件数が212件となってございます。6月からの半年間で申請の件数が871件、前年10月からの半年間では192件ですから、679件増えております。国のマイナポイント及び綺羅カードポイント事業がある程度申請の後押しをしているのではないかと考えております。

2点目のコンビニでの住民票等の発行の関係でありますが、本定例会に補正予算を提案させていただいております。本年 3 月中旬をめどに主要コンビニエンスストアで住民票及び印鑑証明書の交付ができるよう、現在準備を進めているところでありますので、ご理解、ご協力等賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(猪狩一郎君) 木下議員。
- ○2番(木下裕三君) このマイナポイント事業第2弾や綺羅カードポイント付与事業は非常に効果があったのでないか、後押しされたのではないかと思っています。ただマイナポイントについては、最大2万円分のポイントがもらえるということを知らなかったり、申込みの仕方が分からずに諦めた人が実際いらっしゃることを聞き、非常に実感しているところです。この点について、ニセコ町としてどのように対応されていたのか、まずこの点を伺いたいです。それから、行政報告の中でマイナ

ンバーカードの普及が地方交付税に影響があると伺いましたが、具体的にどのような影響なのか伺いたいと思います。

- ○議長(猪狩一郎君) 富永町民生活課長。
- ○町民生活課長(富永匡君) マイナポイントの付与事業については総務課のほうでやっておりまして、毎日何件もマイナポイント付与の手続きを町のほうでやっております。ただその中で、マイナポイントを欲しいんだけどもポイントをつけるそもそものカードがないと。町内だと各種コンビニしか多分なくて、あとは近隣のスーパーのWAONカードぐらいしかないとご案内をして、それを作らないと入れられないですよという案内もしています。マイナポイントをつけるための窓口があるということと、そもそも申請もニセコ町役場で写真を撮ってオンラインでできるという周知を広報等でしておりまして、それで対応しているところではございます。

次の質問ですけども、交付税の影響についてはまだ何も決まってはいません。国が定める基準が交付率なのか申請率なのかもまだ何も決まってはいないんですけども、その基準によっては差をつけることを検討されているようなので、今後差をつけるようなことで決まるのではないかと思っております。以上です。

- ○議長(猪狩一郎君) 山本副町長。
- ○副町長(山本契太君) 少しつけ足しですが、ホテルは従業員さんが忙しいので、こちらから出向いてマイナンバーカードの受付をさせていただいているところです。やはり高齢者の方には必要とするというところがあまり浸透していないということもあり、寿大学を機会に取組みをしようと準備をしていましたが、残念ながらコロナ禍の中で寿大学自体を開催できませんでした。このような機会を使って、またもう少し申請率を伸ばす作業は続けてまいりたいと考えております。
- ○議長(猪狩一郎君) 福村総務課長。
- ○総務課長(福村一広君) 少し補足させていただきたいと思います。マイナンバーカードの申請自体は町民生活課で行っておりまして、マイナポイントについては総務課の情報管理係が対応させていただいております。住民からの問合せや直接来られた方に、親切丁寧に説明をしております。ただポイント付与につきましては最初から付与する 5,000 ポイントと 15,000 ポイントの扱いが若干違いますので、その辺ちょっと苦労はしております。その辺の説明もきちっと対面でやったり、電話をいただいた方についても何度もお答えさせていただくような対応をしております。

また、地方交付税の反映ですけども、まだ財政サイドにも特に決まったという通知は来ておりません。8月に総務省へ行ったときに総務省財政課長から聞いている部分においては、今の段階では交付税に差をつけるという方向は決まっているものの、減額をするということまではいかないのではないかと聞いております。実際、交付率なのか申請率なのかわかりませんが、それに応じて加算していくというようなことを今のところ考えているとのことですが、まだ8月時点での話ですので、具体的に決まるのは来年度以降と思っております。

- ○議長(猪狩一郎君) 山本副町長。
- ○副町長(山本契太君) 直接交付税に関わることではないのですが、総務省が進める、例えば I C T 絡みや電算系の事業に関するものについて、一部でマイナンバーの交付率を一つの条件として、こ

こから上でないとこの事業には乗れませんというところが少し出てきている状況はあるようです。 ただ、それに取り組むか取り組まないかは別として、そういう事業の情報もありますが、ニセコの今 の申請状況においては事業申請ができないという状況にはなっておりません。以上でございます。

- ○議長(猪狩一郎君) 木下議員。
- ○2番(木下裕三君) このマイナポイント事業第2弾は申請期限が12月末になっており、同じタイミングでこの綺羅ポイント付与も終了します。今答弁いただいたように、今後具体的なものはまだ決まってないけれども、交付税率に関してやその他のところにも影響があるということで、そういうことを考慮すると、このマイナポイント事業が終了しても、せめて綺羅ポイントの付与に関しては、マイナンバーカードを作ろうというインセンティブとして残すべきではないか、継続するべきではないか、できれば増額してほしいくらいですけれども、この点いかがでしょうか。
- ○議長(猪狩一郎君) 富永町民生活課長。
- ○町民生活課長(富永匡君) 木下議員のご質問にお答えします。綺羅ポイント付与の事業ですけれども、マイナポイントとのセットで効果があったのかなという気持ちもあるんですが、今後国のマイナポイントのほうももしかしたらまた再延長もあり得るのかなと思ったりしますので、その状況を見ながら綺羅ポイントの付与についても検討をして、何らかの申請の後押しをするようなものは考えていこうかなと思っております。ご理解のほうよろしくお願いいたします。
- ○議長(猪狩一郎君) この際、議事の都合により11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分 再開 午前 11 時 10 分

- ○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。5番、斉藤うめ子君。
- ○5番(斉藤うめ子君) おはようございます。通告に従いまして、3件質問させていただきます。 1件目、ボランティアで誰でも、どこでも、いつでも、支え合えるまちに。コロナ禍による経済の 低迷、ライフスタイルの多様化、高齢化など、住民のニーズに対して行政サービスが行き届かないケースが増加しています。そうした中で、潜在しているボランティア力を引き出し活躍してもらうこと で、私たちの生活のあらゆる領域に日常の暮らしが支えられ、より豊かになることがたくさんあると 思います。そこで以下のことについて、町長に伺います。
- (1) 町内にボランティア活動の相談窓口はどこにありますか。
- (2) 町内にボランティアの団体はいくつあって、どのような活動をしていますか。
- (3) 今後一層ボランティアの必要性は増してくると思いますが、それは特にどのような部分にあると思いますか。
- (4) ボランティア団体が現在抱えている課題はなんですか。
- (5) ボランティア団体の組織の力を強化するために何が必要ですか。
- (6) 今後ニセコ町はボランティア団体とどのように共同して、より活動がしやすくするためにどの

ような支援を考えていますか。

○議長(猪狩一郎君)片山町長。

○町長(片山健也君) それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。1つ目のご質問の相談窓口につきましては、役場においてはそれぞれの団体の内容に応じて、関係する部署がおのおの対応させていただいているところでございます。また、ニセコ町社会福祉協議会内にボランティア活動を推進する中核組織として、ニセコ町ボランティア連絡協議会がございます。

2つ目のボランティア団体数につきましては、ニセコ町ボランティア連絡協議会に登録がある団体 につきましては 14 団体でございます。これ以外にも活動を行っている団体はあるものと思います。

3つ目ですが、今後特に必要な部分というご質問ですが、福祉・教育・文化・スポーツ・災害支援 など、多岐にわたって多様な活動がより多くあればよいというふうに考えております。

4 つ目のご質問の各団体が抱える課題は、個々の団体における活動内容や規模などによって違って おり、それぞれ課題を持って推進しているものと考えております。

5つ目の組織を強化するため何が必要かということのご質問でございますが、それぞれの組織に固有のものがあるとは思いますが、共通事項を探すとすれば組織を担う人材の育成・継承ではないかと思っております。

6つ目、共同して活動しやすくするために必要なことは、団体間のコミュニケーションによる相互 理解ではないかと思っております。町としましても具体的に必要なことがあれば、今後とも支援をし てまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) ちょっと項目が多かったので、一番目のところですねえ、何か飛んでるようなところがあったように思うんですけれども、一番目のところにボランティアの活動の相談窓口というところなんですけれども、それ再度質問してすいませんがニセコ町役場にありますか。まずボランティア活動を相談するところ、これ一番のところちょっと私聞き落としたのかもしれませんけれども、町内のボランティア活動の相談窓口っていうのは、社会福祉協議会が窓口の一つにもなっているようですけれども、私が伺いたいのはニセコ町としてのボランティアセンターといったものはありますかということを伺っているんです。ニセコ町と社会福祉協議会というのは組織が違いますね。ですから、そこをあるかないかということをまず伺いたかったんですけれども。これ一番目の再質問なんですけれども、それはちょっと明確に受け取れなかったんですけれども、ありますか、ありませんか。

○議長(猪狩一郎君) それで一回、質問打切りですか。

○5番(斉藤うめ子君) (1)の相談窓口、それが一つなんです。これ一つずつ伺っていってよろしいですか。まず(1)のところの再質問なんですけれども、町長に伺います。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 役場における相談窓口については、それぞれの内容に応じて、関係する部署 がそれぞれ対応しているということが、ボランティア対応の窓口ということです。ニセコ町では、ボランティアセンターというのは町として設置はしておりません。以上でございます。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) それはどういう団体を想定していらっしゃるのか。私は昔から赤十字協議会とか、それから今女性会とか、いろんな団体に所属してますけれども、確かにそれは団体としてのサークルとかね、目的があってやってるんですけれども、それイコールボランティアというふうに町長は理解していらっしゃるんですか。ボランティアの捉え方がね、ちょっと違ってるんじゃないかなと私は思っています。ちょっと続けてもいいですか。というのは、私はかつて、少し前になりますけれども、札幌市のボランティア育成のことがあって、登録してボランティアの講習、宿泊研修を受けたことがあります。札幌市が主催しています。それから神戸市でも、神戸市が主催したボランティア育成のそういう勉強会とか講習会とか受けたことがあるんですけれども、ニセコ町にはそれに相当するようなものがあるかどうかということを伺いたかったんですけれども、今の町長の回答では先ほど伺いましたように、どういう団体のことを想定してそれをイコールボランティアとしているのか、そこをまず(1)の問題として伺います。

- ○議長(猪狩一郎君) (1)の再々質問でよろしいですね。
- ○5番(斉藤うめ子君) はい、そうですね。
- ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) ボランティアのグループということに関しましては、広義の意味でいうと報酬とか利益を目的とせず、社会的意義のある活動をする全ての団体をボランティア団体というのではないかと私は思っています。したがって、社会教育、いわゆる文化協会などに入っている団体も、それぞれの子どもたちの指導もしたり、いろんなことをやって社会的に活動しておりますので、広義の意味ではボランティア団体に含まれると考えております。また、ニセコ町はこれまでも、例えば環境ですとグリーンアースニセコ、ニセコ町の環境を考える会、あるいは図書活動であればNPOのあそぶっくですとかまちづくり委員会ですとか、たくさんの活動している団体がございます。これらを広義ではボランティア団体の一つであると私は考えております。現在ニセコ町では、例えば環境を考える会やグリーンアースニセコなどの活動については、環境部門でこれまでもいろんな活動の支援をしたり話合いをしてきております。福祉であれば、例えば日本赤十字の皆さんのグループは福祉のほうで担当しており、それぞれの課題に応じてそれぞれの部署で対応しているということで、それらを取りまとめたボランティアセンターというのは現在ございません。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員、(2) 以降の再質問をお願いします。

○5番(斉藤うめ子君) はい、じゃ(2)にいきますけれども、町長の今のお答えと重なってくると思います。町内にはどんなボランティア団体がいくつあって、どんな活動をしていますか。今、町長(1)の中であそぶっくとかいろんな団体、グリーンアースニセコ、これも私も全て所属してますけれども、それはそれなりの目的を持った団体であって、その活動の中で広い意味でボランティア活動に相当するものはたくさんあります。ただ、これは捉え方も違うんですけれども、後でまた質問させていただきますけれども、まず町長、町が直接関わっている団体ですね、今町長がおっしゃった中で、ボランティア活動が関わってる団体はいくつあるか教えてください。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

- ○町長(片山健也君) ボランティアとして登録している団体につきましては、先ほど申しましたニセコ町ボランティア連絡協議会登録団体が14団体。これが自らボランティア組織として登録している団体でございます。
- ○議長(猪狩一郎君) よろしいですか。
- ○5番(斉藤うめ子君) いや、すいません、これどういうふうに登録しているのか、そこがわからないんですけれども。14 ありますけど、どれを基準に団体登録を行っているのかという疑問があるんですけれども、14団体挙げていただけますか。
- ○議長(猪狩一郎君) 桜井課長。
- ○保健福祉課長(桜井幸則君) ただいまの斉藤議員のどのようにニセコ町ボランティア連絡協議会に登録するかということについてお答えしたいと思います。このニセコ町ボランティア連絡協議会は設置規定がございまして、社会福祉協議会内にニセコ町ボランティア連絡協議会を設けるとなってございます。目的はボランティア団体の健全な展開を図り、地域社会の福祉を増進するとなってございます。会員につきましては、設置規定の中には特にこの団体を入れるということは規定されてございませんが、事業の中にあります研修ですとか情報交換、あるいは各種事業の協力その他、これに関わる団体について登録するとなってございまして、この登録された団体というのが現在14団体あるということです。これは令和4年度定期総会資料からの数字でございます。団体名はポピーの会、ニセコ町高齢者事業団、赤十字奉仕団、ニセコ女性会、ニセコ商工会女性部、ニセコ老人クラブ連合会、JAようていニセコ女性部、正覚寺女性会、ニセコ社会福祉協議会、ニセコ福祉会、NPO法人ニセコ生活の家、NPO法人あそぶっくの会、ニセコ町コミュニティスクール委員会、青空自主保育ぽんぽろ、以上14団体でございます。
- ○議長(猪狩一郎君) (3)以降お願いします。
- ○5番(斉藤うめ子君) 社協だよりっていうのが年に2回か1回ですか、出ますよね。その中の団体のことを今、桜井課長は述べられたと思うんですけれども、これは社会福祉協議会とニセコ町との・・・
- ○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員、(3)以降についての質問をしてください。
- ○5 番(斉藤うめ子君) これ、違っていると思うんですけど。はい、じゃあ3番目にいきますね。 (3)は、今後一層ボランティアの必要性を増してくると思いますが、それは特にどんな部分にある と思いますかっていうことなんですけれども、ちょっとミックスしてしまいますけれども、私がボラ ンティアというものをイメージしていたこととかなりずれがあって、ちょっと一致しないところが あるんですけども、私は先ほど申し上げたようにニセコ町はニセコ町独自、社会福祉協議会は社会福 祉協議会として、ちゃんとボランティア活動というのが独自にあるのかっていうことを伺いたかっ たんですけれども。いかなるボランティア活動にしても、特に必要とされる部分について、もう一度 説明していただけたらと思いますけれども。どこが一番必要とされる部分になると思われますか。
- ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。
- ○町長(片山健也君) ボランティアでどんなものが必要かっていうのは、社会自体をうまく円滑に回して、社会全体が発展していく上でボランティア活動は重要だと思っています。どこがとかこれが

というよりは、福祉・教育・文化・スポーツ、それから特に災害支援等それぞれの課題があって、それぞれに重要な役割を担っていると思っています。これから複雑化する社会にあっては、その活動は 多岐にわたってあっていいですし、そういうものが広がっていけばいいと私は考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5 番(斉藤うめ子君) 町長の今の説明だと、それぞれの立場とかそれぞれの事態が起こったとき のそれぞれによってあるので非常に漠然としてるんですけれども、ボランティアそのものが抱える ボランティアする側としての課題を伺いたかったんですけれども。これは今すぐお答えいただかな くても結構です。(5) の組織力の問題なんですけれども、(5) と (6) 一緒に質問させていただきま す。細かく分けていましたので、何かミックスしてる部分がたくさんあります。私は社会福祉協議会 とかそういうところに、そういう取りまとているとおっしゃったんですけれども、ニセコ町はニセコ 町独自でやはりボランティアセンター、他の町村とか自治体に行くとボランティアセンターという 看板を時々見かけるんですね。でもニセコ町にはそれが見当たらないんです。そして個人でね、私は 何らかのことをしたいわって言ったときに、今のお話でしたらどっかのサークルだとか何かに所属 していないと、個人で何かしたいという潜在的なものがあっても、それを生かせないのが現状じゃな いかと思っているんです。今高齢化でひとり暮らしされている元気な高齢者の方も、車を運転しなく なったので家にこもってる方もいるんですけれども、まだまだそういう方のね、出番もあるかと思い ます。若い人のようにどんどんどんどん動けないかもしれないけれども、2人で1人分とか3人で2 人分とか、そういう活動もできると思うんですね。そういう潜在的なものを取りまとめて、そして 個々人の持っている能力を活用する。それでもって、行政が行き届かない部分とか、隙間というか、 それに協力してもらうとか、そういうことがこれから非常に必要ではないかと思うんです。相乗効果 もありますし、される側もする側もそれによってやりがいとか生きがいとか、それからコミュニケー ションの機会とか、いろんなことが出てくると思うんですね。ですから、これから老若男女関係なく、 高齢者も若い方たちも何らかのかたちで、個人でも要望を出して、私はこういうことだったらできる から協力したいとか、そういう一覧っていうんですか、そういうのを設けて、ニセコ町にボランティ アセンターを設置する。個人でも参加できる、そういうシステムが現在ないと思うので、ぜひあった ほうがいいのではないかと思っています。本当にいろんな方たちが能力持ってますから、それを皆さ ん若いから仕事をしているから忙しいから、高齢で動けないからとかいろんなことをおっしゃるん ですけれども、実はちょっとした条件っていうか支えるものがあれば、活躍することがいろいろ出て きますので、これは町にとって財政難だとかお金がかかるとかではなく、お金をかけずにどうやった ら生かしてまちづくりに貢献できるかということを、これからどんどんもっと模索していってもい いのではないかと思います。町長、町独自のボランティアセンター、そしてそれを育成するための講 習会っていうんですか、そういう場、今はもうボランティアって言ってもそんなものはもう古臭いっ ていうか知ってるよっていう方多いかもしれないけれども、改めてこういうのもボランティアなん ですよっていうことを皆さんにお知らせすることも、私はこれからますます必要になってくるので はないかなというふうに思っています。町長、ニセコ町にボランティアセンターを社会福祉協議会と

は別個に設立して、そして活躍できる人はしてもらうチャンスを提供する、そういうことについてお 考えを伺います。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 言われた趣旨は私も大賛成です。すばらしいことだと思います。そのためにですね、ニセコ町社会福祉協議会にボランティア連絡協議会という中核組織をつくっているわけでありますので、基本的には行政が全てをコントロールする時代はやめようということで、我々20数年前に住民の皆さんが主体的に活動することによって様々な団体をつくったり、あるいは紹介をし合ったり、相互扶助の社会をつくろうということで、ニセコ町まちづくり基本条例をつくったわけでありまして、その中にこういったボランティア組織についてはニセコ町社会福祉協議会の中にボランティアの皆さんが集まる組織をつくって、そこを支えようということで今動いていますので、今おっしゃったことを社会福祉協議会とも連携しながら、社会福祉協議会の必要があればこのボランティアの中核組織をさらに強化するような手法はないかどうか検討させていただきたいと思います。ただ、ボランティアは本当に多様でありますので、何か行政が主導してやる時代っていうのはもう終わったのではないかと思っています。それは多様な価値観を持つ住民の皆さんが集まってこれる、そういった面でのセンターとしての機能強化というのは私は必要だと思っていまので、そういった分野についての話合いを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) 今町長は社会福祉協議会を中核組織として、これまでもあったしっておっしゃるんですけども、現実的にはそれをほとんど目にすることがない、知らない方も多いと思うし、知らないうちにどっかのサークルに入っているから、そのサークル活動の中で自然的にボランティアにつながる活動をしてると思うんですけれども、もっといろんな活動の場がありますから、ニーズをちゃんとまとめる。それで、これは行政が云々する問題ではないとおっしゃいましたけれども、まず基本のキはね、行政がきちっとね、そこを指導した上で十分力をつけて育成した上で、また新たに中核地点をつくっていくとかね、そういうことに将来的につながっていく。今また新たにボランティアとは何か、どういう役割があるかということを再認識するときではないかと思ってます。このニセコ町のボランティア活動を見ていると、それを強く感じますので、やはり行政が関わる問題じゃないとおっしゃってますけれども、まず最初は行政が改めてボランティアとは何かという研修をすることは、私は大切ではないかなと考えてます。特にこの多様性とかいろんな、時代によってまた変わってきてますのでね。これから災害の問題もありますし、女性が活躍しなければならない問題もいろいろとありますので、やはりそこは行政がきちっともう一回、再組織というか、再検討していただきたいなと思ってます。

#### ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 誤解があったら困るんですが、行政が関わるべきでないと私一言も言ってないと思います。行政が主導して、行政のもとに動くばかりの社会、いわゆる主導の中核がいつも行政にあるような社会っていうのは、これから私は発展しないと思っていまして、やはり住民自治を進めるという私どものポリシーであります。その発露としては、例えば文化協会 20 団体あります。様々

なサークル活動をやっておられたり、その中で子どもたちの指導もやっております。また、教育委員会とも相談させていただきますけど、一時人材バンク動かそうとしてそういう台帳もつくって、こういう能力ありますってことを、社会教育の人材バンクに登録をいただいたことがあります。こういった枠ももう少し周知をさせていただきながら機能化をする、あるいは既にあるそういった団体とも連携を強化して、具体的に支援することがあれば、これまでも行政としていろんな形での支援させていただいておりますので、そのことは引き続き行っていきたいと思います。また、いろんなサークル活動等を知らない人も多いというご指摘でありますので、それらにつきましては広報の特集等でも一回周知をして、できるだけ多くの皆さんにそれぞれの団体がすばらしい活動をしていることをお伝えする機会を増やしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤委員。次の質問をお願いします。

○5番(斉藤うめ子君) 地域おこし協力隊に動物愛護推進員の採用を。ニセコ町は「環境モデル都市」、「SDGs未来都市」に選定され、「ユニセフ子どもにやさしいまちづくり」実践自治体として承認されるなど、数々の高い評価を受け、全国各地から注目されている自治体です。そうした中で「命の環境を守る」ことは、人間のみならず最も身近な人間社会の構成員である犬・猫の命との共生を忘れてはならないと思います。都市部で動物愛護団体などの活動経験のある方を地域おこし協力隊員に採用して、不適正飼育の未然防止を図り、適正飼育の啓発活動を推進して、猫・犬と人の幸せな共生の実現を目指すことこそ「環境モデル都市」・「SDGs未来都市」先進地にふさわしい道ではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

〇町長(片山健也君) 動物愛護推進員制度につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律第38条第1項に基づき、都道府県知事などが地域における犬・猫等の動物の愛護と適正な飼育についての普及啓発を推進し、人と動物が共生する社会づくりを進めるため、動物愛護推進員を委嘱して、住民と行政が共同で飼い主の責任の浸透やシークモラルの向上などに取り組もうという制度でございます。現在この法律に基づき、北海道が動物愛護推進員の設置及び委嘱を行っておりまして、北海道知事の委嘱で81名の推進員が任命され、後志管内では10人が推進員として活動をしてされているところでございます。北海道では道と札幌市、旭川市が推進員の設置をしている状況で、全国的にも大規模な市が設置をしておりますが、町村で設置をしているところはないと聞いております。現在町単独での動物愛護推進員の設置というのは考えておりませんが、今後も北海道や関係団体と連携をして、動物愛護の推進について取り進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5 番(斉藤うめ子君) ただいま町長、北海道で動物愛護推進員っていうのは 81 名とおっしゃいましたけれども、これは最近のデータですか、いつのデータですか。後志管内では 10 名、札幌市、旭川市ってなってるんですけれども、これは法律に基づいて国から配置されてるのかなと思っていますけれども、実はですね、ちょっとほかの質問したかったんですけどちょっと飛ばしてですね、北見市なんですけれどもね、これ去年の新聞ですけれども、私はとっても興味があったのですが、去年

の 2021 年 11 月 14 日、「野良猫保護、北見一丸へ」ということで、現在北見市は地域おこし協力隊員 に札幌市から2名の動物愛護推進員が採用されて活動しています。この方たちがつい先日ですね12 月10日、町長に真っ先にお見せしに行ったんですけれども、「町の野良猫問題を考える」、この方よ く見ましたら元練馬区の保健所の職員の方で、今全国で練馬区が本当にそういう対策に対して、先進 的な区であるというふうに言われています。全国皆さん非常に頑張ってきているようです。私がもう 6年前くらいですけれども、先進地として全国の議員さんと視察に行ったときは東京都の中央区です ね、それから神奈川県の施設を視察したことがあります。今は全国で注目されているのが東京都の練 馬区なんです。その保健所の職員の方がつい12月10日ですね、北見市でこういう講演をされていま す。今動物愛護の問題、非常に注目というか遅れ過ぎている動物愛護問題をどうしようかということ で、推進するために動物愛護センターの設置、全国 47 都道府県の中で北海道だけがそういう動物愛 護センターがまだ設立されていないと言われています。それで今署名活動とか、そういういろんなこ とをして、早く北海道にもセンターが設立できるようにということで皆さん頑張っているんですけ れども、北海道獣医師会の会長さんとかね、その関係者の方皆さん、協議会の方がやってますけれど も、ニセコ町でも先日避妊去勢の手術をしましたけれども、まだまだ野良猫たくさんいます。こうい う推進員の方々が今2名体制で活動してるんですけれども、この方たちが来る前までは、北見市は猫 だとか犬だとか市に苦情は全くありません、何もありませんっていうことだったらしいんです。とこ ろがこの方たちが来ましたら、お困り事とか相談が去年2021年は170件、今年は200件に上ったと いう話です。皆さんいろんな問題を抱えているんですけれども、ハードルが高いのか行政に相談して も何も答えてくれないということでしていなかったようですけれども、たくさん寄せられて、そして いろいろ活動してるんですけれども、北見市も多頭飼育がきっかけになって、こういう推進すること を始めたようです。ニセコ町にもね、小さい町といえどもやはり野良猫がどんどんどんどん増えてい くわけですね。それはやはり人間社会の構成員の一部として、それをコントロールすることが非常に 大事だと思うんです。ですから、地域おこし協力隊は国がやってる制度で、ニセコ町の財政そのもの には直接響くことはないんじゃないかなと思ってるんです。ですから、ぜひこういう方に来ていただ いて、やはり人間以外の小さな弱い動物に対する理解を、啓蒙活動も含めてぜひ採用していただきた いというふうに考えておりますけれども、町長いかがでしょうか。

### ○議長(猪狩一郎君) 富永町民生活課長。

○町民生活課長(富永匡君) 道の動物愛護推進員の設置状況についてなんですけども、81 名というのは現在の数字になっていまして、勤務は令和3年11月から令和5年10月の2年間で、道知事が委嘱した推進員ということでございます。あと札幌市、旭川市なんですけども、これは平成31年3月末現在で21名と11名とそれぞれなっております。現状については以上なんですけども、斉藤議員がおっしゃったニセコ町においても野良猫が増えているということだったんですけども、増えてるっていう状況は斉藤議員のほうで把握されているんでしょうか。私が知ってる分については極端に増えているようなことはないとは思ってるんですけども、いずれにしても以前斉藤議員とお話しした中で、行政に相談しづらいというような方がいるということを聞いておりましたので、それについては来るのがダメだったら私たちのほうから行きますので、その確認をとっていただいて結果を

お知らせくださいと言っていたんですけれども、まだ今のところ来ていないようなので、斉藤議員に おいてもそういう掘り起こしをしていただいて、ニセコ町としてもそういう困ってる件数ですとか 把握したいので、ぜひともご協力をしていただきたいなと思っております。

### ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 後段のほうの地域おこし協力隊を動物愛護員にというお話でありましたが、ちょっと北見市が札幌市からどういうふうなかたちで来てもらったのかですとか、その辺ちょっと調べさせていただきたいと思います。ただ動物愛護に関しては先ほど申しましたように、法律上は北海道知事、あるいは今現在の保健所設置の場所において事例として練馬区もそうでありますが、保健所対応ということで進めているんじゃないかと思いますので、その辺勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### ○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

先ほどの富永課長のお話なんですけれども、現状把握してないって言うん ○5番(斉藤うめ子君) ですけれども、明らかに多頭飼育してるところはあります。それは町も把握していると思います。何 頭からを多頭飼育というのか、そういう定義はちょっといろいろなんですけど、少なくとも 10 頭以 上とか20頭とかね、30頭とか。もう宮田地区でもまだまだそのままにしているところもあります。 ご存じだと思います。それで、全て後手後手に回るのではなくて、やはりこの環境モデル都市ニセコ 町として、先手先手にやはり現状、多頭崩壊が起こったとかこんな事件が起こっちゃったとか、そう いうことが起こってから対処するのではなくて、その前に現状あるんですけれども、役場に電話した ら、たまたま私のところに電話してきたんですけれども、野良猫が家に寄りついて非常に困る、どう したらいいだろうか、家に飼い猫がいるし喧嘩をするしっていうことなんですけども、じゃまず役場 に相談してみたらいかがですかっていうふうに返しました。つい先月のことなんですけれども、そし たら課にお電話がいったと思うんですけども、一言保健所に電話してください、それで終わったそう です。いくら野良猫といえどもすぐ保健所に自分から電話する気はなくなってしまって、非常にがっ かりしたっていうことでした。そこでだめなら、後志総合振興局に相談してはいかがですかっていう ことで、そのあとはまだちょっと把握してないんですけれども、その野良猫ちゃんは避妊去勢手術に 連れてきて手術はされましたし、それなりにお世話するということをしてましたけれども、この動物 愛護法が改正されてから、北海道の殺処分もすごい少なくなったんですけれども、逆に個人の負担で すね、そういうのが非常に増えてきています。今回もたまたまかわいそうだから、猫がやってきた、 それでちょっと餌をやってしまったら居ついてしまって、そして増えてしまった。私の考え方として は、おなかがすいてきた猫にはご飯をあげたらいいと思ってます。ちゃんと死なないようにご飯をあ げて、その上で手術をして、そして飼っていくか。というのはその飼い方なんですけどね、今後の問 題でまだたくさんありますけど、地域猫とするとか地域の人たちと協力してやっていくとか、いろん なことでこれからはやっぱり人間の構成員である動物、特に猫とか犬とかのことがありますので、そ こを少しずつ整備していくことが大事ではないかと思っています。今回猫のことばっかりですけれ ども、犬の虐待もたくさんあります。ニセコ町内でも見かけます。虐待された犬を引き取っている方 もいます。ところが虐待してるということに気がつかない方もいらっしゃるので、そこをやはり啓蒙 していくというか、気がついてもらうことが私は非常に大事だと思っています。ですから、まずそれをするには北見市がやってるわけですから、町長また調べるとおっしゃいましたけれども、地域おこし協力隊の方はやはりそういうことに詳しいので、素人が暗中模索していろいろとやるよりは一緒に勉強していくということは、地域おこしという専門の方に来ていただいて、こちらもそれと一緒に協力するとか、そういう体制にしていくことが私はそれこそ環境モデル都市ニセコ町にふさわしい施行する行政じゃないかなと思っています。町長いかがですか。

○議長(猪狩一郎君) 富永町民生活課長。

○町民生活課長(富永匡君) 個別の案件の話なのであれなんですけども、一言保健所に電話してというお話で終わったわけではなく、いろんな話をした中で保健所のほうにご連絡したらどうですかっていう話で終わっているので、特に突き放したというよりも一応相談をした中でニセコ町のできることできないことってあるので、それは振興局の保健所のほうに電話してご相談してくださいと言っておりますので、そこはちょっと誤解のないようにしていただきたいと思います。

あと多頭飼いという部分については、今回斉藤議員のほうで避妊去勢の活動をしていただいたんですけども、まさにそれをどんどん進めていってほしいです。一応えさをやってるっていうことになると、やはり所有してるとか占有している猫ということで、野良猫という定義が当てはまらなくなる可能性があるので、それにつきましては斉藤議員が今回やったように自主的に有志を募ってやっていただくと。ただ、斉藤議員が一人でやるのではなく、いろんなボランティアさんですとか有志の方を集めて、ニセコ町だけじゃなく山麓それぞれのところでやっていったほうがよろしいんじゃないかなと、私個人としては思っております。 それから、北見市の地域おこし協力隊の関係ですけども、調べた限りでは犬猫愛護推進員という名前で活動されているようなんです。ですから動物愛護推進員っていう国の法律でやってるものではなくて、ちょっと調べたら、北見市独自で愛護推進協議会っていうのを獣医師会等が設置しているもので、そこが委嘱をしているところに地域おこし協力隊の方が行っているような感じのものになってると思います。もうちょっときちっと調べていきたいと思いますけども、ニセコ町と北見市の状況は多少違うのかなと思ってますので、いずれしても状況を把握して、適切に対応していきたいと思っています。以上です。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員、次の質問をお願いします。

○5番(斉藤うめ子君) 3件目にはいります。ニセコ町の児童・生徒の学力向上への取組について、教育長に伺います。今年度の全国学力テストの結果が公表されました。後志管内の平均正答率は、小学校6年生と中学校3年生の3教科、国語・算数・数学・理科、いずれも全国・全道平均を下回ったとありますが、ニセコ町は小学校の算数を除き、国語・理科で全国を上回っています。中学校では3教科が管内・全道・全国を若干上回っていますが、この結果をどのように分析して、今後の児童・生徒の学力向上への取組みをお考えか教育長に伺います。

○議長(猪狩一郎君) 片岡教育長。

○教育長(片岡辰三君) ただいまの斉藤議員のご質問にお答えをいたします。全国学力学習状況調査は義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を 把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善を図 り、このような取組みを通じて教育に関する継続的な検証・改善サイクルを確立することを目的に行われております。この度の実施状況につきましては、先般行われました議会の教育行政報告にて報告させていただいているところでございますが、議員ご指摘のとおり、小学校では算数を除き国語・理科で全国・全道の平均を上回った結果となりました。また中学校では、国語・数学・理科の3教科で全国・全道の平均を若干上回ったという状況でございます。もう少し詳細に見ますと、小学校・中学校の国語において、話すこと聞くことや読むことで全国・全道を上回り、書くことが全道・全国の平均を下回る結果となっております。また、算数・数学において小学校の変化と関係、中学校の関数が全国・全道の平均を下回る結果となっていることなどから、各教科の平均点を比べるだけではなく、細かな分野での結果を分析し、弱点となっている分野に対して次年度以降指導の重点とするなどして、授業力の向上・授業改善などに取り組んでいくことが必要であると考えてございます。

一方、本学力調査のみだけではなく、児童・生徒の学習習慣・環境、生活習慣のほか、学習の興味・関心・理解度・自尊意識・規範意識・地域社会に関わる活動状況も調査してございます。教育行政報告においても概略説明したところでございますけれども、授業以外に一日 1 時間以上学習すると回答した児童・生徒が、本町においては全国・全道平均を下回っていると。また、中学校では数学と理科の勉強が好きだと回答した割合が、全道・全国の平均を下回っているなどのことから、児童・生徒の学習の興味・関心を高めたり、家庭学習が重要であることを踏まえ、保護者への啓発や、学校の取組みを支援してまいりたいと考えてございます。ご理解のほどお願いいたします。

### ○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5 番(斉藤うめ子君) 毎年の全国学力テストのことなんですけれども、ニセコ町の場合は大体こ んな感じかな、去年はもっと成績がよかったように思います。私がこの質問をした目的は、本当に1 点しかないんですけれども、教育長、本当にニセコ町の小学生・中学生の学力、全国トップにするぐ らいの気持ちはおありになりますか。と申しますのは、私は今それこそアドリブじゃないですけども、 思いついた質問なんですけれども、新聞記事によりますとね、積丹町が断トツすごい成績がいいんで すね。その理由はちゃんと書いてあるんですけれども、積丹町では中3の正答率が全国平均を理科が 17.7 ポイント、国語が 11.0 ポイント、数学が 8.6 ポイント上回った。その理由としては、ちゃん と 2017 年から中学生を対象に、放課後に学習指導を行うT&Gサポートゼミナールを実施して、22 年度、今年度ですか、塾講師の経験がある地域おこし協力隊が講師となって、開講回数を増やした上 で個別指導を強化している。これ、もうまず間違いなく一人一人の子どもに即した教育指導をすれば、 成績は絶対伸びるんですね。よほどの理由がない限りは、小学生・中学生は義務教育であって、それ をきちっと個別指導すると成績は上がります。そして、どちらかというと規模の小さい学校のほうが 行き届きがいいのか、成績がいいと言われてますけれども、ニセコ町はニセコみらいラボというのが 発足しましたね、もう2年ぐらい経ってると思うんですけれども、今は学力向上への取組みはまだし てないという話なんですけれども、何も学力が全てではないし、このみらいラボの趣旨としてはまず はいろんな体験をしましょうと、ダンスを踊ったり自然観察をおこなったり、山に行ったりいろんな ことをやってるんですけど、それはそれで非常にいいことだと思いますけれども、やはりこういうか たちで学力の成績が出てくるわけですから、それに対してやはり生徒も自信がつくと思うんですね。

小学校・中学校ですから、この成績が将来高校から大人になってどういうふうに反映されるかというのは、まだはっきりはわからない部分もあるんですけれども、ただ先ほど申し上げたように義務教育ですから、やはりこれはしっかりと学んでおくべきことを学習するわけですから、もう少し、もう少しというか目標を持ってですね、少なくてももっと学力を伸ばす方法はあると思います。それで私はいつも思うんですけれども、ニセコ町に移住してきた方とかに、私の周囲がたまたまそうだったのかもしれませんけど、学校を退職してきた校長先生とか、そういう学校教員の方がたくさんいらっしゃるんですね。私はそれこそ先ほどのボランティアではないですけれども、そういう方たちを放課後に個別指導、理科の先生もいらっしゃいますし、理数系の先生も結構いらっしゃるんですね、ですからそういう方たちに協力していただくとか活用していただいて、一人一人の指導すれば必ず成績は間違いなく上がります。積丹町どころじゃなく上がるんじゃないかと私は思っています。ぜひ教育長、そういう試みを来年に向けてやってみてはいかがかなと思ってます。ボランティアを活用する、そして生徒の学力を上げる、確実に積丹町以上に上げる、これは可能です。ですからそこを考えていただきたいんですけれども、いかがですか。

### ○議長(猪狩一郎君) 片岡教育長。

○教育長(片岡辰三君) まず学力トップになる気持ちはあるかというような斉藤議員のご指摘だったんですけれども、学力、そういう点数にこだわり過ぎると、ややもすると町村の状況によりましては、対象母数が少ない場合、その年度によって大きな変化があったりということで、私どももその点は極めて留意して見てございます。そういう中でもニセコ町は近年、令和2年はコロナで実施しておりませんけれども、デコボコしながらも着実に右肩上がりで伸びてきているという結果も出ております。そういうところで、学力を伸ばすということでは、小・中の連携を図って教育課程を継続的に組むということで、より効果的に効率的に事業を推進するということもできますし、実際には道も全国に向けて非常に遅れているということで、学力向上のためのロードマップというのを作成しておりますし、この後志管内でもそういう施策を持ってございます。そしてまた、先ほど答弁させていただいたように、ニセコ町はニセコ町の課題ということもありますので、ニセコ町としてはそれらの具体的な学校が抱える課題をより細かく分析して、それを重点にして具体的に取り組むと。授業改善を図っていくということが大事だと思います。議員ご指摘のように、今学校では人材不足ということで、退職教員とか特別支援教育ですとか、学力も含めて学習支援員とか、そういったことで活用させていただいております。もしそういうような方がいらっしゃれば、ぜひ委員会のほうに申し出ていただければ、活用していくことは十分可能だと思ってございます。

# ○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5 番(斉藤うめ子君) ただいまの教育長の答弁を聞いておりますと、周囲のバランスというか、そういうことに非常に配慮して、ニセコ町だけ積丹町のように目立ってはいけないような感じを受けたんですけれども、確かに点数が全てでないことは間違いないです。間違いないんですけれども、もう少し力を入れてもいいのではないか、能力とか潜在的なものはいろいろとあるのにもかかわらず、何かわざわざ抑えているような、周りに配慮して、それをあまり目立たないようにしているような印象を受けますけれども、もっと堂々と、逆にニセコ町もこんなに上がったんだったら私たちも頑

張れるっていう他町村への影響っていうのも大きいかと思うんですね。また全国・全道いろんなところで、いろんな試みをやっていることは事実です。やっぱりそういうことをすると成績は上がりますし、成績イコール、ただの成績じゃなくて全てのことには影響をすると言われてるんですね。例えば、スポーツの選手というのは非常にIQが高いとか、能力が高いってよく言われるんですけど、これバランスの問題なんで、非常にやっぱり学力、学校の成績っていうのは、何度も申し上げるように義務教育ですからね、そこはきちっと学んでいくことは、これから社会人として行くのに大事なところだと思いますのでね、セーブすることなくニセコ町の子どもたちの学力を上げるような、無理をすることはないんですけれども、されてもいいかと思います。ぜひ検討していただきたいのですが、いかがですか。

- ○議長(猪狩一郎君) 片岡教育長。
- ○教育長(片岡辰三君) セーブするというつもりは毛頭ございません。私自身もやはりニセコ町の学力向上っていうことは高等学校も含め、小・中の積み重ねがあって高校にということもありますし、ニセコ町としては幼・小・中・高連携というようなニセコスタイルの教育スタンスで取り組んでいるところもございます。実際に学力調査につきましてはいろんな課題もあり、事前にそういう練習をして点数を上げたといったようなこともありますので、あまり点数ということよりも、着実にニセコ町の教育を推進するという観点で、学力向上に向けて教育執行方針等でも具体的な施策を打ち出して、取り組んでまいりたいと考えています。
- ○議長(猪狩一郎君) この際、議事の都合により、1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 12 時 14 分 再開 午後 1 時 13 分

- ○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
  - 一般質問を続けます。

高木直良君。

- ○8番(高木直良君) 通告に従いまして、3件質問させていただきます。第1問目、肥料価格等農業資材高騰に対する町独自支援の検討について。農水省は飼料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費を支援するとして、要件を満たす農業者に昨年度からの高騰分の7割を支援金として交付することを明らかにした。また、北海道は肥料を含む資材価格高騰による営農経費への緊急支援策の予算措置をしております。以下、町長の所見を伺います。
- (1) これら支援策でもカバーできない部分への町としての農業者支援策を講じるべきと考えますが、 いかがでしょうか。
- (2) ニセコ町における化学肥料を低減し、堆肥生産や供給を増やすための施策上の課題とは何でしょうか、お答えいただきたいと思います。
- ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) それではただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。ここ数年のコロナウイルスの世界的大流行により、生産の停滞、国際流通の混乱が発生し、加えて本年のウクライナへのロシア侵略戦争の勃発、急激な円安などの複合的な要因により、原油を初めとする資材の高騰など、生活に関わる全てに対して影響が生じているところでございます。産業面でも観光や農業を初め、多くの産業が影響を受けているところです。特に農業においては、化学肥料、農業資材、飼料等も大きく影響を受け、畜産・農業生産者ともに経費の上昇に苦慮しているところとなっております。国ではこれらに対応するため、本年4月に予備費などを活用し、農業資材高騰の抑制策を講じているところでございますが、まだまだ大きな支援が必要だと考えております。全国町村会、市長会、知事会でも国への要請活動を現在行っているところでありまして、国の食糧の確保対策は本来国が責任を持って実行すべきものと考えておりますので、引き続きこの要請活動を行って、推移を見てまいりたいと考えております。

次に2点目の化学肥料の低減につきましては、ニセコ町においては以前より堆肥や緑肥、土壌診断への補助などを継続・強化して、土づくり、環境に優しい農業を進めてきたところであり、有機JASやイエスクリーン農業を実践している生産者も少しずつ増えてきているところでございます。化学肥料の使用の低減を進めるためには、土壌診断による肥料の計算、適宜適量の追肥の実施による削減策が収穫量に影響がない手法として挙げられております。また、堆肥投入による地力向上を行うことも化学肥料低減の効果はありますが、単年で投入効果が向上するものではありませんので、堆肥だけでなく有機質を地中に確保する手法として、緑肥のすき込みなども有効な手段となってきているところであります。今後とも地道に土づくりを行っていくのが化学肥料の低減を進める早道だと考えておりますので、これまでの土づくり運動、農薬の低減に関する活動を継続して支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) (1)の再質問です。確かに農水省がこういう制度を設け、あるいは道においてもいろいろ支援するという運びですが、これに該当するニセコ町の農家の割合というのはどのくらいなのか。こういった恩恵に、条件的に預かることができないような割合というのはあるのかないのか。イエスクリーンについては、資料によりますと町内では3集団9作物が対象として取り組んでいるというデータがあります。こういった集団的な取組みから、そこに参加してない農家さんもいらっしゃる、あるいは農政省が示している化学肥料低減にまだ取り組んでいない農家さんもあると思いますが、そういった割合ですね、今回の制度によって恩恵が受けられる農家さんと、それから漏れてしまう農家さん、その割合がどのくらいあるのか、そしてそういうところに対して、ニセコ町独自に直接的な予算を組んで支援するというお考えがあるかないかをお聞きしたいと思います。

### ○議長(猪狩一郎君) 中川農政課長。

○農政課長(中川博視君) 高木議員のご質問にお答えします。国の事業の高騰対策に関しましては、 肥料を買った方々が最低 5 人集まって申請を出せば全て対象というかたちでお伺いしております。 高騰対策で 3 割低減しますということであれば対象ですので、逆に私たちより実際にやられている 方たちのほうが詳しいのではと思います。出される可能性がある方は肥料買われた方、証明できるも のがある方、全てというかたちになってございます。

イエスクリーンの部分については情報はあるんですが、月ごとの申込みで延べ人数になっております。延べでいうと 119 名。重複されてる方が多々いますが、これらの方々が今イエスクリーンを担って実施していただいていることとなっております。

町の助成に関しては、今後いろいろな部分あるので、状況を加味しながらやっていくと原課では考えておりますので、その時になりましたらご協力よろしくお願いします。以上です。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 少し補足しますが、イエスクリーン米に参加してない米農家さんもおられるんですよね。それから、今農林省ではきちっと減農薬に取り組まないものについては支援しない方向ということになっていますので、我々もできるだけそういう低農薬に関して、皆さんが参加するようには周知はしたいと思っております。ただイエスクリーン米に参加しない農家さんとも何回か話をしていますが、やっぱり収量が落ちるのと大変だということで、自分は参加したくないということを言っておられます。生産者ご自身の選択にまでは介入できないものと考えておりますので、コミュニケーションを通じながらできるだけそういうものに参加をいただくよう、努力してまいりたいと考えています。

○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) (1) の再々質問になりますが、確かに農水省は今回できるだけ参加対象を広げるということで、要件もかなり列挙して、そのうちの2つだけでも該当すれば対象ですよと。課長がお答えになりましたように、肥料会社、メーカーから購入するということで、5人まとまるとそういう購入会社が代理で手続きしてくるとか、使い勝手のいい支援と私も見ております。ただ、今町長がおっしゃったように、減農薬に取り組むことに消極的であったり、何らかの理由でその条件から漏れてしまう方たちもおります。ある自治体では町独自で補正予算を組んで、こういった国なり道なりの支援と合わせて、町の独自の支援をやっている自治体がございます。近隣でもあります。そういう意味では、確かにこの先この厳しい状況を乗り切れる見通しがなかなかないんですけども、やはりニセコ町の基幹産業、農業を町としても大きな産業と捉えておりますので、そういった農業者の方たちに対して金額的に僅かであっても町もバックアップしますよ、してますよという姿を見せることによって、農業者の困難を乗り切るエネルギーとしても働くのではないかと思いますので、ぜひ補正を何らかのかたちで組んで支援をしていくと良いと思いますが、それについてどうお考えでしょうか。○議長(猪狩一郎君) 中川農政課長。

○農政課長(中川博視君) 国の事業から取りこぼされる可能性があるという話ですが、イエスクリーンは使う肥料・農薬が決められていて、それに合ったらイエスクリーンという表現をします。今回 官公といいまして、国や北海道で定めた農薬・肥料の使い方よりも減らしてくれればという話なので、イエスクリーンに適用されてなくても皆さん実際にはあまり農薬・肥料を使わないので、適用になるのかなと私のほうでは考えてございます。

あと補正の部分ですが、いろいろ他の町村とも協議しながら、高木議員が言われているとおり取り こぼしがないよう、全体のバランスをとりながら考えていければなと思っていますのでご協力よろ しくお願いします。

○8番(高木直良君) ニセコ町が取り組んできた減農薬あるいは土壌改善、そのために堆肥センターなどもございます。これをさらに安定的に供給できる体制、量が増えていけば、それも化学肥料を減らす一つの力になります。その辺についてお考えを聞きたいんですけども、例えばいろんな事例がある中に、稲わらを堆肥として発酵させて使えるように取り組んでいる農村もあると聞いております。ただ、稲わらを実際に堆肥化するにあたっては、いろんな技術的な側面での苦労、あるいはそもそも稲わら自体を圃場から集めること自体に必要な機械だとか技術だとか、たくさん難しい面もあるそうですけれども、そういった今後のある程度中長期を見通した上で、そういう取組みをするお考えがあるかお聞きしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 中川農政課長。堆肥センターができてから 20 年近く経ち、壊れる部分もあったり、酪農家も徐々に担い手がいないということで頭数が減っていたりという状況もありますが、ある程度の一定頭数を常に確保できているという部分で、今の状況下の堆肥の流通量であれば、堆肥センター自体が壊れて使えなくならない限り、更新しないでやめたと言わない限りは、何とかある程度永年的にやれるのかなと考えています。また、ようてい農協さんのほうで管理しています黒松内堆肥センターのほうでも羊蹄管内のものはある程度やれるので、もしニセコがきつくなるようであれば、そことも連携してやっていければと考えてございます。

#### ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 過去の経緯を話しますと、稲わらは水分調整剤にもなる場合があるので、そういうことはできないかという調整もしたことがございますし、稲わらのバイオマス化の検討もしたことがあります。ただいずれにしても、なかなか稲わら自体が実は今結構使われておりまして、稲わら自体を活用している部分で、町として集めて何かにするということができるような状況ではないという判断が最終的に出ました。現在稲わらについては、それぞれの農家が酪農家と連携してやられるところもありますので、それについては今のところ特に大きな動きとしては考えておりません。いずれにしましても、土づくりはニセコ町の農業の根幹だと思っております。堆肥センターの更新に関しても、そのまま活用するのか新たなものを入れるのかということは、もう数年来各担当で視察に行ったりして検討を進めているところでありますので、次の堆肥化のことも含めて、さらに研究活動を続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

## ○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) 堆肥センターを修理しながらも長く使っていくということで、基本的な土づくりに向けてということでした。また、稲わらについては既に個別の農家さんが、どこかを仲介するかたちで活用されているんじゃないかというお話でした。確かにニセコ町の水田の規模、面積等、実際に十勝のほうでやっている規模を比べると、相当のボリュームの違いがありますので、そういった違いを確かに無視することはできません。ですからそういう意味では、何が何でも稲わらをっていうわけではありません。しかし一方、牛ふんの問題もちょっと危惧が感じられます。いろいろ決算等の資料を見る中で、だんだん畜産農家さんがニセコ町の場合減ってきていると。堆肥の材料として必要な牛ふんの供給についても、ニセコから畜産農家さんが減ってくると、量的には安定的に供給できな

い可能性も出てきます。そういう意味で、たまたま肥料の話をしましたけれども、畜産農家の危機ということも全国的には起きているわけですね。それは飼料の輸入の分が高騰しているということだとか、いろんな資機材の高騰によって、畜産農家さんが仔牛をただ同然で売らざるを得ないとか、あるいは牛乳を何とか飲んでもらおうということでPRしているとか、いろんな取組みが報道されております。そうした上で、ニセコ町として畜産農家さんに対しても、先ほど言った町独自の支援ということも一緒に考えていく必要があると思いますけれども、総合的に畑作・稲作・畜産、農業全体に対する支援というところで、枠組みをぜひ考慮していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。〇議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 今おっしゃったとおり、農業関係、酪農ももちろんでありますけど、飼料・肥料の高騰で本当に大変な状況になっていると思います。今回のまちづくり懇談会では、農業者の皆さんとも意見交換させていただきましたけど、本当に厳しいという声はたくさん聞いております。私たちも国会議員含めて、そういった地域の実情は国のほうにも随時発信をしておりまして、今回入管におきましても、僅かでありますけど値上げの方向で調整しているという情報を受けておりますし、引き続き国に対して要請活動を行っていきたいと思います。ただ現状の電気料の値上げを初め、大きなことについては各自治体が対応したりするレベルでは全くないと思っております。この円安を招いたことも含めて、やっぱり国がきちっとした生産者の支援をするということを、もっと大胆にすべきだと私は思っています。さらに運動を全国町村会も含めて強化していきたいと思っております。頑張った結果、なおかつ多少でもというものがあって、私どもの財政の状況も勘案しながら、応援すべき必要があれば考えたいと思っております。そういった調査を、状況を見ながら議会とも相談させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(猪狩一郎君) 次の質問をお願いします。
- ○8番(高木直良君) 2つ目の質問です。「ふるさと眺望点後継樹育成業務」事業の継続について伺う。令和3年度決算において、ふるさと眺望点後継樹育成業務委託料、予算額26万4,000円が決算額では0円で未執行となっております。令和3年度の「主要な施策の成果報告書」、これは決算と合わせて編集されているものでありますけれども、これにおいては原課の報告として「双子のサクランボの木の後継樹の育成を樹木医に委託し、枝木や種から苗木を育成している。しばらくの期間は樹木医に管理を依頼する。現在の木はいつ朽ちてもおかしくない状況と言われており、今後の進め方の検討を要する。」「サクランボの木は順調に後継樹が育ってきており、今後の活用を検討している。」「サクランボの木については、現在の樹と後継樹について同じ場所で幼木を育成していくのか、新たな眺望点を見出していくのか、改めて方向性を整理し対応していく必要がある。」との記載になっております。ついては以下、町長の所見を伺います。
- (1)「ふるさとの眺望点」として指定されている「双子のサクランボの木」の敷地を買収し、後継樹をその場所で育成する事業をスタートさせ継続しておりますが、今後もこれを続けるのか否か。その理由とともに説明を求めたいと思います。
- (2) 担当部署は上記のように、今後の事業の在り方を模索しているのではないか。いろいろ方向性 を探っているとよみましたけども、担当部署の現在の業務課題の質と量を配慮して、この事業は中断

すべきと思いますがいかがでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。この「ふるさと眺望点」 に指定されているサクランボの木につきましては、ご承知のとおり老木化が進んでいるということ で、平成23年大きな枝が折れた際に樹木医による治療と診断を開始し、平成27年には根元の土を入 れ替えるなどの樹勢の回復事業というのを行ってございます。また土地の所有者や周辺の農地の耕 作者の協力を得ながら、この景観を守るということで、今日まで進めてきたところでございます。こ のサクランボの木の後継樹育成事業の状況につきましては、現在樹木医のもとで接ぎ木による後継 樹が7本、一般によくクローンって言われますけど、種から育成した苗が40本ほど育成されてきて いるところであります。そのうち状態の良い後継樹の数本が大きくなってまいりましたので、ニセコ 高校や有島記念公園の敷地内にいったん移植する方向で現在調整をしております。種から育成した 苗の取扱いについても、ニセコ高校と連携した取組みについて現在検討を進めているところでござ います。また、この眺望点を保全するにあたり、将来的に後継樹による景観の再現も見据えた場合、 長期的な対応となることが予想されるため、町で木の周りの一部の土地を取得する方向で、現在土地 所有者の方とも協議を進めているところでございます。樹齢 100 年とも言われるこのサクランボの 木は、本町120年を迎えたニセコ町の歴史と共に生きてきた存在であります。また、この景観の素晴 らしさにつきましては様々なところで評価がされており、平成19年ニセコ町景観条例による「ふる さと眺望点」に指定をされております。この指定にあたっては、小・中学生まちづくり委員会の活動 によって町への提言・提案がなされ、指定された経過となってございます。また「ふるさと眺望点」 の指定に関しては、先ほど申しましたようにインターネット等では相当広く、全国にこの景観が伝え られ、こういったことの経過を踏まえると、やっぱり後世に私どもの責任として残していく必要があ るんではないかと考えているところであります。

今後、現在進めている後継樹育成を継続しつつ、土地を取得できた場合には町の財産として、長期的な視点で保全していきたいと考えております。子どもたちあるいは全国の皆さんが農業と羊蹄山を守る美しいニセコの景観として評価された場所でありますので、今後とも引き続きこの景観を守るよう取り組んでいきたいというのが、私の考えでありますのでよろしくお願いいたします。

# ○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) 町長のお話では、今、後継樹のために取組みがされていて、場所は違うけれども苗木の数がそれなりに揃ってきているというお話でした。それと眺望点として選んだ経過についてもお話がありました。そこで私が聞きたいのは、ニセコの眺望ということを考えたときに、ふるさと眺望点は今2か所なんですよね、このサクランボの木とダチョウ牧場。景観条例に基づいてはこの2か所しか選定されてないんです。私はニセコの景観というのはもっともっとすばらしいところがいくつもあると思うんですね。なぜこのサクランボの木にこだわりを持つのかっていうのはよくわかりません。確かにニセコの宣伝をしている動画は今たくさんアップされています。町のホームページにも。それを見ますと、だいたい導入部分にそこの景色を使う。あるいはその季節ごとのっていうことで、冬の状況、秋の状況を入れ込んでいるということで活用はされているんですね。ただ、先

ほどの成果報告書にありますように、もう傷んでいてそれを支えて、そして周りの土を取替えて、な おかつ必ずニセコ町のホームページに書いてあるのは、※印で「ここの農地に踏み込まないでくださ い」と書いてあるんです。だからその土地を購入したいってことも含まれておりますけれども、本当 にそこまでやるべきものなのかっていうのは疑問があります。土地の購入にあたっても、地主さんと の交渉に職員が時間をかけているわけです。今まで何年か経っているわけですけども実現していま せん。それと私が感じるのは、確かに当時選定したときの子どもたちの気持ち、素直な「ここがいい ね」という気持ちで選定されたと思うんですけども、だからといって後継樹をかなりの時間と労力、 そしてお金をかけて残すべきものなのかということについては非常に疑問があります。実際映像で 見る限りも、支えがあって大変だなというイメージが浮かび上がってきますよね。昔の写真、一生懸 命桜が咲いたいい時期を画面に使うということもやっていると思いますが、直近の傷んでいる状況 をこのまま宣伝していていいものかと。若い頃のいい状況を見て、こんなとこあるんだったら行って みたいという外部の方が来て、場所もよくわかんない、しかも畑の中を行かなければならないので気 が引けるとか。そういったことも含めて、私はもう既に十分役割を果たしてくれた木だと思います。 ですから、一定の自然の状態で朽ちるっていうことであればそれもよしとして、たまたま後継樹とい うことでクローンや種だって採ってあるんですから、それは他の場所に植えて桜として楽しんでも らうと。純粋に楽しんでもらえば、私はそれで十分だと思っております。

一つ事例として、これだけ町長が強調されておりますけども、商工観光課が発行しているニセコ町観光ガイド 2021、これはホームページにも載っていますが、私ずっと見てみたんですけれども、20ページから 21ページにはビューポイントということでニセコ町内の写真が 10 枚紹介されています。その中にはこのサクランボの木はないんですよ。景観条例にはビューポイントを選定することによって、町民としてはこれを宣伝しましょうみたいな条文になっているわけです。しかし、町自ら担当の商工観光課が発行している直近の観光ガイド、去年の発行の中にもこのサクランボの木の景色は入っていません。ですから、私はもうサクランボの木にいつまでもこだわるっていうのは、繰り返しになりますけども時間と労力と予算上のことについて非常に無駄ではないか感じます。私が先ほど言った 2 項目に、担当の商工観光課はこれから例えば宿泊税の問題とか持続可能な観光、それからビュープラの再整備、こういった大きな課題をいくつも持っている課です。金額的にはびっくりする額じゃないですけども、やっている仕事は大変で、担当課に非常に同情しちゃうんですよね。そういう意味で言うと、私は眺望のいいところはいくつもあって、紹介する場所もたくさんある中で、私はそろそろこれにこだわるのをやめたらどうかということで質問いたしました。改めてどのようにお考えでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 今ニセコではいろんな開発も進んでおります。そんな中で、子どもたちも含めて皆さんが評価したサクランボから見る羊蹄山、そこに芋など農作物の様々な花が咲く景観、ニセコにとって大変貴重な景観ではないかと私は思っていますので、私は残していきたいと思っています。時代が変わるからどんどん切捨てていいっていう社会が、これまで地球環境のこと、いろんな変説を遂げてきたのではないかと思っていますので、基本的には残したいと思っています。ただこうい

った予算については、議会の皆さんのご意見が非常に重要でありますので、議会意思として残すべきだ、残さないほうがいいということであれば、当然それは従いたいと思います。私は町長という立場では残したいということで、残すための予算を引き続き提言していきたいと考えております。

それから仕事の体制につきましては、そういった体制を組織としてとって進めていくというのは 組織の在り様でありますので、具体的に担当課でできないというような意見があればそれは考えま すけれども、そういう話は私は聞いておりませんので、そういった事実に基づいて今後も仕事をして いきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) 町長の考えについては今聞きました。しかし眺望というものについてどう考え るかっていうことなんですが、もっと広く考えていいんじゃないかと思うんですね。最近いろんなS NSでちょっとした写真がいいとそこにドッと観光客が集まるという現象がたくさん起きています。 北海道で言えば美瑛町の丘の景色、その中にだいぶん前の話ですけどもコマーシャルに使われた景 色があって、そこに観光客がうんと集まったと。そこもやっぱり農地なんですよ。農地に生えている ポプラか何かがちょうどコマーシャルにいいっていうので、一気に有名になって人が来て。最近の話 ですけども、やはりそれも樹木の年齢がかなり経ってきて、それで所有者の農家さんが自らそれを切 りました。それはやはり樹木としての寿命をそろそろ迎えているという状況の中で、しかもやはり心 ない観光客が踏み込んできたりっていう事例もあったもんですから、その持ち主の方は切ってしま ったんですね。そういうことが極端な事例っていうことで起きてくるわけです。そういうことで言え ば、私はサクランボの木と羊蹄山の背景の眺望は確かにいいかもしれませんけども、他にいくらでも 羊蹄山がいい場所ってあります。それで北海道はシーニックバイウェイということで、この近辺でい うと山麓からそれぞれの羊蹄山の景色が変わっていくということで、それぞれの良さを知らせたい と道路沿いに車を止めて、眺望点ということで案内して見せていますよね。私はそういう意味では道 路の脇とかダチョウ牧場のように観光施設で駐車場がきちっとある場所を見てもらう、来てもらう というのがいいと思うんです。だけど何回も言うように、現状の場所の土地を買ってまで残すべきか、 そこにまた後継樹を植えて何十年も経てて同じような景色を再現しようという試みが、あまりにも 人為的、つくり過ぎっていいますか、そのように考えます。それをしなくても十分ニセコ町には眺望 点があると思いますので、これは町長もおっしゃったように議会、議員同士でも今後とも話し合って いきたいと思いますのでよろしくお願いします。

- ○議長(猪狩一郎君) 要望でいいですか。
- ○8番(高木直良君) はい。
- ○議長(猪狩一郎君) では次の質問をお願いします。
- 〇8番(高木直良君) 3件目です。町内で相次ぐ開発に伴う工事車両増加と交通安全対策について 伺います。近年、ニセコ町内及び近隣地域における大型公共工事や民間の開発関連工事が増大し、大 型ダンプトラックなどの交通量が増大しております。また、観光客入り込みの回復による交通量も増 大の傾向にあります。次年度以降も新幹線トンネル・橋梁工事・後志自動車道・道の駅整備・国営農 地整備(覆土運搬)・SDGs街区の盛土工事などが想定されています。こうした工事車両や観光客

増加によって、工事車両・観光バス・一般車両の一層の増大が予想されます。新たな交通安全対策が 必要と思いますけども、町としての取組みについて以下の質問をいたします。

- (1) 来年度、上記要因による町内の主要道路における交通量増加に関する認識と交通量の予測について伺いたいと思います。
- (2) 交通量増大に伴う事故を未然に防ぐ交通安全対策を講じる必要がありますけれども、現段階で ソフト面やハード面でどのような対策を想定しているか伺いたいと思います。
- ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、次年度以降も町内、近隣での工事や、町内を訪れる観光客も回復傾向にあり、それらによる大型車両などの交通量増加で交通事故の発生も懸念されている状況となってございます。開発関連等の工事につきましては、それぞれの所管課において事業者に対し交通安全徹底の指導と、地域住民説明会等において交通量の増加状況の説明などを行い、これまでも交通安全に努めてきたところでございます。また、各交通安全運動期間における町内の家庭への全戸訪問や、事業所宛てに交通安全広報資料の配布や、児童・生徒の登校時間に街頭指導を行うなど、交通危険箇所などに交通安全機の設置とを合わせて行ってきたところでございます。今年度はコロナ禍で実施を見送っていた旗の波作戦を実施し、コロナ状況にもよりますが、来年度も高齢世帯へ訪問して啓発資材の配布をしたり、事業所への交通安全運動への協力・啓発を行ってまいりたいと考えております。様々な事例につきまして、それぞれの状況によって交通安全の啓発等に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) 答弁漏れとして受け止めたんですけど、確かに啓発やなんかで対策をしますということですが、その前段として先ほど挙げたような予想されている工事、あるいは進行している工事、そのことが重なっていくことによって、どのような状況が起きるか、例えばある主要な交差点における交通量が現在こうだけどもこのぐらい増えるのではないかというような数量的な、客観的な予想をしているかしていないか、把握する努力をしているかしていないか。一つ一つの説明会はあるんです。先日私も参加しましたけども、新幹線の橋梁工事がこれから始まりますということでありました。それから、残土運搬についても個々には説明等あります。それから国営農地における覆土、これは町有地の土地の表土を持ってきて、今やっている工事の覆土が足りないところに持っていくと。それぞれ動いています。それについて個々にはもしかしたら説明会なりですね、今おっしゃったような注意喚起とかあったと思うんですけども、それは全部総合してどんな状態にあるのか、それは時期もいろいろ変わりますから、この時期が一番交通量が増えそうだねとか、そういった状況を見える化するってことですね。そういうことはされているのか、されるつもりはあるのか再度お聞きします。

○議長(猪狩一郎君) 富永町民生活課長。

○町民生活課長(富永匡君) 高木議員のご質問にお答えをいたします。各所管課の部分については、 交通安全担当の町民生活課でも押さえてはいません。議員ご指摘のとおり、今後やはりそれぞれの事 業を当課で取りまとめて現状把握をして、その現状把握をした上での交通安全対策をやっていかなければいけないという認識はございます。今後はそういうかたちで、各課へお願いをして、情報集約と共有をするかたちをとりたいと思います。以上です。

○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) 先日、倶知安警察署に行ってきました。それで交通安全の担当課長ともちょ っとお話ししたんですけども、警察のほうでも交通量の調査っていうのはやってないんですよね。こ れは国土交通省が5年に1度交通センサスということで、よくアルバイトの人が交差点でカチカチ やっているのを見かけた方もいるかと思うんですが、そういった調査やOD調査など交通量調査は 確かに定期的にはやっています。ただそれは主要な路線のみで、ニセコ町で独自にやることは、新た にやらない限りはないわけですね。交通をつかさどる警察署としても、最近ものすごく交通量が増え ていると感じていると。それで実際に、この数年間の人身事故が増えてきていると聞きました。そう いう状況のもとで、先ほど髙瀨議員の質問にもありましたように、特定の場所において大型観光バス が集中したり、あるいは自転車のイベントがあったりという、いろんな要素がこのニセコ町において 起きているわけです。ですから、そういった俯瞰的に全体をトータルで抑えるような努力をぜひやっ ていただきたいと思います。これは確かに簡単にできるものではないかもしれません。しかしやはり それにはいろんな危険が伴うし、実際に事故に至らなくても危険を感じるシーンが増えてくるので はないかと思いますので、その点についてまず状況の把握をしっかりするっていうことと、予測も立 てる。ソフト面は確かに事業者さんに定期的に集まってもらって注意喚起をするとか、実際に旗の波 作戦でしたっけ、そういうことで、ある一定期間重点的に交通安全指導するとか、そういったことは 必要だと思いますし、やっていただきたいと思います。同時にですね、ハード面でって聞いたのは、 たとえばある場所は工事をやって、交差点の状況を改修?しなくちゃいけないと。思われる場所があ る程度わかっているわけですね。ここはちょっと観光客もウロウロしているなとか、あるいは入り方 によっては危険が生じるなっていうような交差点などがあります。これは皆さん、常に見ていると思 うんですけども、ビュープラと向かい側のパン屋さん HARU ですね、あそこは交差点に近いのでそこ には信号ができない。でもビュープラがあって、一般のお客さんがパン屋さんへ行くとか、あそこは やはり横断しちゃうんですよね。お客さんがたくさん横断していくと。確かにそれは交通法規的に言 えばいけないことなんですけども、心理的にはそこを渡ってしまう。そういったいくつか危険箇所と 思われる場所があります。それに対するハード面でできるかどうかも含めてなんですけれども、何ら かの集中的な対策っていうのをたてる必要があると思いますので、その検討について問いたいと思 います。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 様々な視点での交通対策等のご指摘、誠にありがとうございます。高木議員がおっしゃる、そういった交通全体の総合的なことは本当に必要だと思っています。できたら私もやりたいと思っています。例えば新幹線工事が出ます、何台車両が通ります、あるいは土の運搬でこういうことがありますという場合には都市建設課の都市計画部門と企画部門も集まって、全体の安全対策で町としてはここの道路は使わないでこっちへとか、これはこういうふうに一方通行とか、これ

までずっとやってきたところです。ただ全体を見渡しての総合的な、例えばGPSみたいな地図情報を使っているようなイメージはすばらしいと思いますが、そういうようなことはやってきてないという実情であります。ただどこまでそういうことが可能か、ちょっと調べてはみたいと思います。考えていることは私もよくわかりますし、そういうことができればいいなと思いますが、高木議員が前段の質問であったとおり、それぞれ仕事が重複して動いているような状況でありますので、できるだけ今おっしゃった趣旨のことを頭に置きながら、全体でどういったことができるか検討してまいりたいと思います。後段最後にあった元町地区の安全につきましては、実は相当悩ましく思っています。ビュープラザにつきましては議員もご承知のとおり、当時私が担当しておりまして、駐車場自体を大きくしたいということがありましたが、かなり反対の声がありました。駐車場に町民の税金使うのかという、そもそも否決されるような状況もあって、現在の大きさのようになったものであります。現在入れない状況も含めて、開発部局のほうでも相当いろんなご心配をいただいているので、国道・道道といったところとも引き続き協議をしながら、警察ともあそこの横断については何かいい方法ないか検討させていただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 高瀬企画環境課長。

○企画環境課長(高瀬達矢君) 私から新幹線と高速道路、SDG s の関係で補足させていただきた いと思います。SDGsの開発には、今年1万8,000 m3入れさせていただいております。次年度の開 発行為の中では残り 1 万㎡程度必要となっておりまして、次年度についても引き続き高速道路の土 をニセコ町のほうに搬入したいと思っています。この部分につきましては、町と開発局と業者のほう で十分協議しておりまして、例えばルートについては新幹線も同様でございますけども、あらかじめ きちっと決めさせていただいているところでございます。特に学生や一般車両の多いところにつき ましては、交差点に誘導員を配置するなどの対策を練ってございました。あとダンプについては違反 はないんですけども、無理な運行とかしないよう遠くから見ても分かるように、ダンプ自体にどこの 業者でどこの現場ということをフロントと後ろのほうに青と赤に分けて、業者別に全部判別できる ようにして、皆さんから何らかのご指摘があればすぐ通報ができるようなシステムを入れておりま す。そのほか、ダンプ・トラックの振動・騒音等も懸念されまして、住宅の付近を通る時には最高速 度 10 キロ制限にして搬入をしたりしております。おかげさまをもちまして、土の搬入は雪の降るぎ りぎりのところで終わっていますが、SDGsにつきましてはまだ来年ということで、新幹線の明る い区間については 4 年程度の工事、そのほか里見から倶知安のほうに向かってシールドマシーンで 掘っているところ、3、4年の工事が予定されており、いずれのルートにつきましても国道と道道と いうことです。先ほど議員ご指摘のとおり、元町の交差点が一番混み合う場所でございますので、次 年度以降私のほうからも各開発局や業者のほうに事故のないように伝えますけれども、何らかの協 力ができるものがあれば要請していきたいと思っています。以上です。

○議長(猪狩一郎君) これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 06 分

## 再開 午後 2時14分

○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案第1号から日程第13 議案第10号

○議長(猪狩一郎君) これより、日程第4、議案第1号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 1 号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、日程第5、議案第2号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、日程第6、議案第3号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 今回このように条例改正で引下げたものと引上げたものということになっていると思います。背景としては燃料費の高騰がございます。こういうことで一定の当面の改善はされると思うんですが、引き続きの中期的な見通しですね、今回これをすることによってどの程度収支改善が見込まれて、例えばこれから先の燃料の高騰なり、あるいは入館者数の増減、あるいはお湯の安定供給などいろいろ変化していくと思うんですけれども、このことによってどの程度先までの改善が見込まれるか、もし想定していることがあればお聞きしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 齊藤商工観光課長。

○商工観光課長(齊藤徹君) ただいまの高木議員のご質問にお答えします。今回の値上げに関して、 どのくらいの収支が改善されるかという趣旨だと思います。まず今年度につきましては、実は過去最 高水準ぐらいの入り込み数がございます。それで今回、燃油高騰対策で議会の皆様にご了承を得て 730万円ほどのご提案をさせていただいて、それでぎりぎりとんとんになるか赤字が少し出るかとい うレベルでございます。令和5年度にもし今年と同じぐらいのお客様に入っていただくと、営業の経 費で大体 7,300 万円ほどかかると見込むと、当然黒字化にはそれ以上の売上げがなくてはなりませ ん。そう考えると過去最高水準である今年並みぐらいの入館者数を見込んだとしても、6,600万円ほ どの売上げにとどまると見通しがなされております。そうなると若干の入り込みの減少とかを見込 むと、今回の価格改定によって500万から700万円ほどの売上げの増加になるのではないかと、期待 というか見込んでいるところであります。今後もさらなる物価高騰や燃油高騰、物価に関しては上が るとなかなか下がるってことは考えにくいと思うんですが、燃料やガス、重油、そういった部分に関 しては国際情勢が好転するだとか、ちょっとわからないですけど、そういった部分でいい方向に出れ ばなというところはありますが、確実に黒字を約束できるものではないと考えております。ちなみに、 過去最高水準ぐらいの売り込みがあったのが平成30年ですが、その頃大体同等の売上げがあるんで すけども、実はそのときの営業の経費に関してはそれから 500 万円以上はかかっているような状況 になっております。ですので、同じ金額ではやはりなかなか健全な経営は成り立たないのではないか とずっと悩んできました。消費税を上げるときも実質上げないで何とか頑張ってきました。現場のほ うも相当な営業努力をしていただいていましたので、そういったことで今回のタイミングでこうい ったご提案をさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 少し補足させていただきたいと思います。基本的な考え方としては指定管理でお願いしておりますので、指定管理を委託して経営計画をつくった時点から、基本的に極端に上がった分については、施設管理者というより不可抗力でありますので、これの燃料費・電気料等については一定程度の応援をせざるを得ないと思っております。ただ一般的な資材高騰は、当然指定管理者の営業努力として、その中でやっていただくのが基本であろうと考えておりますので、そういった前提で今回指定管理者と話合いをして、入館料の大人分を上げさせていただくということで調整をさせていただきました。子どもについては、実数で見ていくと相当少ない利用状況でありますので、小中学生をはじめ子育で支援という関係で、できるだけ多くの皆さんに利用していただこうと考えております。ニセコ町においてこの綺羅乃湯自体は、公衆浴場という性格のものでありまして、したがって入湯税はとっていないということできております。できるだけ多くの町民の皆さんに利活用していただくという前提で、上げ幅については近隣町村の状況を見ながらとにかく最低で抑えようと、そして子どもたちに配慮しようということで計画をさせていただいたものであります。指定管理者においても、物販において本当に多様な努力をされているということであり、今後とも町民にとっての健康あるいはコミュニティーを進める核でもありますので、町としてもそういった不可抗力においては引き続き支援をしていきたいと考えているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番(篠原正男君) 先ほどの同僚議員の質問の中で、ほぼ了解をいたしておりますけども、何点かちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

今回の値上げに関して、提案理由の中で安定的・継続的な経営のためとありますけども、具体的にこれは何を指すのかということと、過去の消費税増額時に据え置いたことと、今回の値上げの部分の整合性といいますか、どう捉えられているのかという辺りをお伺いしたい。

さらには、先ほど町長の発言にありましたとおり、公衆浴場としての性格を有するということと今回の値上げとの整合性が保たれているのかどうか。というのは、北海道の公衆浴場の料金規定は確か490円、500円切っているかと思います。一概にそれを充てるというふうにはならないかもしれませんけども、その辺の整合性について再度ご質問させていただきます。

○議長(猪狩一郎君) 齊藤商工観光課長。

○商工観光課長(齊藤徹君) まず安定的な経営とは何を指すのかという部分ですが、いろいろ角度 はありますが、従業員の方たちも非常に苦労されて、社長も含めて苦労されて経営にあたっていただいているというところで、そういった皆様の働きやすい環境、待遇の維持みたいなことも非常に大事かなと考えております。また、今綺羅乃湯に人気があるのは、サウナブームみたいなことも当然ありますが、綺羅乃湯そのものが非常に清潔感を保っていて、私も確認しましたけども、そのこと自体が

実はクチコミ・評判等で人気があって集まってきてくれているという部分があります。従業員の皆さんのモチベーションみたいなところはすごく大事なところかなと考えております。そういったことを考えると、北海道の条例には公衆浴場の価格設定等もあるとは思いますが、公衆浴場法上の価格設定はニセコの公衆浴場の形態には影響しないものです。今回の提案では、500円を600円にというところに関しては、近隣地区の羊蹄山麓地区や後志管内の入館料と比較しても、決して突き出た高さではなくて、その辺のバランスを考えた上で、公衆浴場としての役割も担保できるのではないかと判断したところでございます。

## ○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。

○1番(篠原正男君) 理解するのにもう少し時間がかかるかなと感じました。その安定的・継続的経営ということにこだわるわけではないですけども、もし私の経営者であれば、これを目指すためには何をするかというと、料金改定の主体としての取組みをしなければ、これはなし得ないことじゃないかというふうに感じます。ですから、この後主体としてそのような動きが想定されるのかどうかということですね。それともう一つ、やはり大事なところは、先ほど来町長がおっしゃっているように、ニセコ町民にとって公衆浴場的な施設であるとするならば、単に観光もしくは温泉施設ではなくて、ある一定の料金の中で衛生が確保されるということがやっぱり前提になってくると。そうしたときに、近隣町村の状況を見ながらという判断ではなくて、あくまでもニセコ町の綺羅乃湯の経営上、どう判断するかというところが大前提になるのではないかと。結果それで近隣町村との差が生まれたり同じであったりという流れを考えるのが当然じゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

### ○議長(猪狩一郎君) 齊藤商工観光課長。

○商工観光課長(齊藤徹君) その主体たる取組みというところですが、キラットニセコの取締役会等でも当然話合いが行われて、その話合いの中で金額の改定をしたほうがいいんじゃないかというところからの話だと我々も考えており、その中で綺羅乃湯と相談して協議して決めていったというところであります。それから、近隣町村がということでありますが、近隣町村がこうだからこうと考えて金額にしたわけではありません。当然篠原議員のおっしゃるとおり、綺羅乃湯の経営上、適正な価格を検討した中で、近隣の価格とさほど差がなかったというところで、そういった結論になっております。

# ○議長(猪狩一郎君) 山本副町長。

○副町長(山本契太君) 現在私は綺羅乃湯の取締役にもなっておりますので、その観点も含めてということになろうかと思いますが、経営の安定的・継続的というところについては、今現状で先ほど申し上げた消費税の部分も含めてずっと据置きをしてきました。その中で、相当厳しい経営状態でも頑張ってきておりました。現場が相当頑張ってくれているので何とか持ちこたえて、赤字経営ぎりぎりというところでやっていましたが、いよいよ燃油や様々なものが上がる中で、安定的・継続的に経営をしていくにあたっては値上げせざるを得ないという取締役会の中での判断ということもございます。

それから主体としての取組みというお話については、株主であるニセコ町の取組みということで おっしゃっているんだろうと推察申し上げますが、基本的には町のほうからは、特に高齢者の方の80 回の間については 100 円で入れますとか、それから施設の除雪についてですとか、それぞれの経営に関するようなところの後押しとなるような取組みはさせてもらっております。その上で赤字経営をある程度回復して、ある程度の黒字を持てる健全な経営をしていこうという考え方のもとでございます。

それから、先ほど齊藤のほうからもお話ありましたが、近隣町村という部分につきましては近隣調査に合わせたということではなく、この赤字経営を何とかきちっと黒字で安定化させるために、近隣町村で設定をしている金額以上には少なくともできないという考え方の中で、ぎりぎりそこまでは上げざるを得ないかという判断で参考にさせていただいているという意味でございます。

それから、公衆浴場的というところにつきましては、確かに我々がイメージしている昔の銭湯からいいますと、現代でありますからシャンプーがついたりリンスがついたりと様々なアメニティや、さっき申し上げた本当に一生懸命現場がやってくれている清掃等で清潔感をきっちり保つだとか、それから少しでも悪くなった施設を本当に細やかに点検し改修するということをずっとやっておりますので、その意味での当該施設についての人気は高いということになっております。それらの部分を考慮したときに、公衆浴場という部分の性格が、何か華美なものになっているとは思われません。いわゆる公衆浴場としての機能も十二分に果たしていると考えております。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。 榊原議員。

○4番(榊原龍弥君) 同様のことですが、考え方の基本というものをもう少し確認したいのでご質問します。株式会社である場合、今回の値上げが売上げの最大化もしくは利益の最大化という部分に照準を合わせてなされるべきなのかなと思うんですね、単純な理屈としては。ただし、そこに公共性が入ってくるとすれば、その考え方っていうのは少し変わると。要は利益を圧迫されるから今回値上げするということが理解されるとすれば、単純に 500 円で入っていた方が 600 円で入るってことは収益というかその分は変わらないというような判断ができるわけですね。ただし値上げして高過ぎて入れないっていう人がいるとすれば売上げが最大化にならないから、値上げ幅をすごく慎重に考えるというようなことがあるわけなんですね。それでいくと、副町長が取締役としての判断をされる場合というのは、まず安定的・継続的な経営という観点でいけば、その売上げなり利益なりの最大化というところを見ると。それから取締役という立場と同時に、副町長という公共性も考えなければいけないという部分のあんばいを一つお聞きしたい。

それから、公共性と相反するものとして受益者負担という考え方があって、やはり使ってらっしゃる方がそれなりの相応のコストを払うという考え方もこれも基本だと思うわけなんですね。でいけば、僕が何をいいたいかって言ったら、もう少し上げてもいいんじゃないかっていう逆の判断なんです。その辺のバランスというかシミュレーションをどのようにとられているのか。それから繰り返しになりますけれども、ニセコ町が株主っていうことは町民が株主っていうことも等しいわけですよね。そうすると赤字が出た場合の補填というのは、その受益者に対して町民全体もしくは国民全体の税金から賄われるということからすれば、団体での利益と公共性のバランスをどうやって取っているのかなっていうか、すみません、ちょっと的を得ないのですが、その辺いくつかの軸があると思い

ますのでお考えをお聞かせください。

○議長(猪狩一郎君) 山本副町長。

○副町長(山本契太君) ジョイントセクターとしての会社の難しいところといいますか、これは場合によっては利点にもなるんですが、売上げを見るのか公共性を見るのかといつもその狭間でどうしましょうかっていう話になるんです。これについても確かにそのとおりでございまして、もう少し売上げできたんじゃないかという考え方も一つの考え方となりますが、近隣の同じような施設の金額だとか、何年前にこうしたときにはこれぐらい人が減ったとか、そういうようなことをある程度シミュレーションをしながら、それからコロナの期間はこうだったとか、600円にしたことによって今現状で入っているところの8割5分ぐらいで計算しておきましょうとか、そういうようなシミュレーションをさせていただいた上で、ぎりぎり600円を選んだということでございます。そういう意味では変な言い方ですけど、これが正しいかどうかというのはやってみないとわからないところがありますが、本当はもうちょっと600円以上にするべきだったか、そんなに上げなくてもよかったんじゃないかとか、結果はある程度出てくると思いますが、このような形でさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、もう一つ値上げという感じでとらえられているところもあろうかと思いますが、私欠席したのでその間のやりとりがちゃんとわかってないとこもあります。子どもの部分、今まで3歳児以上から12歳未満のものについてもお金をいただいていたのが、小学生以下はいただかないとか、子どもさんを安くすることによって、逆にご家族で来てもらえるというようなことも念頭に置きながら、そうすることによってまた多少売上げが上がるのではないかというようなことも、一応いろいろシミュレーションさせていただいた上で600円と決めさせていただいているということでございます。答えてないとこあるかもしれませんが、以上でございます。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、日程第7、議案第4号 ニセコ町中小企業等振興条例の制定の件を議題とします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 ニセコ町中小企業等振興条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、日程第8 議案第5号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、日程第9、議案第6号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、日程第10、議案第7号 ニセコ町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 ニセコ町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、日程第11、議案第8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。 質疑ありませんか。

小松議員。

○7番(小松弘幸君) 2点質問します。まず1点目、14ページ、18節の町有建物高断熱対策改修工事負担金 176万円ですが、北海道インターナショナルスクールに無償で貸付けしている旧教員住宅の高断熱化を行われるわけですが、結構古い建物なので外断熱、トリプルガラス等が予想されます。どういった改修工事になるのか伺います。

2点目、18ページ、商工費、18節にぎわいづくり起業者等サポート事業補助 329万 8,000円ですが、さらに4件分追加となり、その不足分を補正するとのことですが、業種や規模、地区等を含めて伺いたいと思います。

- ○議長(猪狩一郎君) 福村総務課長。
- ○総務課長(福村一広君) 小松議員のご質問にお答えします。今回、旧教員住宅のふじみ 1 号と 2 号の高断熱部分をニセコ町が負担するという部分でございますけども、大体全体経費として 1,606 万円程度かかると聞いております。そのうち、176 万円を町が負担するということにしておりまして、今回の高断熱工事については玄関と窓枠の断熱工事となります。まず玄関ドアを断熱性の高いものにするということと、教室にあります窓 4 か所、それからトイレ・手洗いに 1 か所ずつ、それから玄関にあります窓についても断熱性の高いものに変えていくということで、この部分の工事を見込んで合計 176 万円を計上したということでございます。なおこの負担については、基本的にはインターナショナルスクールのほうで改装費を出していただいて、覚書を交わしてその中で負担をして払っていくというかたちで予定をしております。以上でございます。
- ○議長(猪狩一郎君) 齊藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(齊藤徹君) ただいまの小松議員のご質問にお答えします。にぎわいサポート事業についてですが、前回7月にも補正予算を組ませていただいて、その時点で2件分追加して、今回またということなんですけれども、それまでは5件の採択があって、今回はプラス4件分の申請があるということです。1件は簡易宿泊所を開設するというところで、もう1件はカフェバーを建設しているところ、それから事業承継等でペンションの部屋を改修するということ、もう1件は自宅でパン屋さんを営業するというところ、その4軒分ということで、今回の見込みの500万円と今までの執行残との差額を今回補正させていただきました。以上でございます。
- ○議長(猪狩一郎君) 小松議員。

- ○7番(小松弘幸君) 2点目のサポート事業の関係ですが、簡易宿泊所、カフェバー、ペンション の改修、自宅でパン屋さんをやるっていう話なんですが、地区的にはどういった場所でしょうか。
- ○議長(猪狩一郎君) 齊藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(齊藤徹君) 簡易宿泊所については字本通地区、カフェバーは字ニセコ地区、ペンション改修も字ニセコ地区、パン屋さんについては字近藤地区となっております。
- ○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。 斉藤議員。
- ○5番(斉藤うめ子君) 17ページの林業振興費の中の一般廃棄物、旧福井会館のものの処分のことですけれども、これちょっと私福井地区に住んでいて気になってることがあって、今林業のために事務所を借りるということで物を整理されたっていうことなんですけれども、これ気になってるのは処分の仕分けですね。私の記憶ではいろんな昔のものとかがあって、処分していいものか悪いものか、本当にごみなのかということはどなたが判断して仕分けをされて処分に回したのか、その辺のことを一つお聞きしたいと思ってます。

それからもう1件は、それと全然違いますけど18ページ、消費行政推進費の消耗品費の中でエコバックを配布するということが95万7,000円になってるんですけれども、このエコバックの配布する目的、個数はどのくらいで、配布する時期とか対象者とかその辺のところをちょっと説明していただきたいなと思ってます。以上2点です。

- ○議長(猪狩一郎君) 山田農政課参事。
- ○農政課参事(山田浩二君) 1 点目の質問にお答えします。旧福井会館の廃棄物につきましては、福井地区の振興会会長と打合せをさせていただき、物品については振興会のほうでは不要だということで確認をしました。その状態で見積りをもらって、この金額を計上しております。ただ町のほうでもまだちょっと展示だとかで使えるものがあるかもしれないので、確認した上で最終的に廃棄というかたちで今後進めたいと思います。以上です。
- ○議長(猪狩一郎君) 齊藤商工観光課長。
- ○商工観光課長(齊藤徹君) 斉藤議員のご質問にお答えします。消費生活のエコバッグの作成ということですが、目的につきましては、今回国のほうで令和 4 年度中の補正の特別枠として、急遽 10 分の 10 の補助金、要は町の手出しが一切ない補助制度が急遽できました。最近増える悪質商法等が増えているということを、国のほうでも問題視したというところの中で今回そういった制度ができて、結構時間もない中ですが急遽手上げをして、手上げをしなきゃならないというところもありましたので、羊蹄山麓 7 か町村の窓口で相談をして、急遽申請をするということにしました。そしてエコバッグということも 7 か町村で相談をしました。使用目的等は羊蹄山麓の消費生活相談窓口がございますということを周知するためであります。悪質商法だけじゃないんですけども、様々な消費生活に関してお困りの方に対して、改めて羊蹄山麓で周知を図っていくというところです。配布の対象者などそういったタイミングについてはそれぞれの町村によるとは思いますが、公共施設に配架したり様々なイベントや研修会等ございますので、そういった場面で配布することになると考えております。作成個数については 3,000 個作ります。それを、各町村で配分するというかたちにしておりま

す。以上です。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) まず1点目のほうなんですけれども、山田参事のお話では、親交会、私も そこの親交会に入っているんですけど、親交会と打ち合わせをして確認したっておっしゃるんです けれども、それでいいんですか。というのは、私ちょっと不安なんですけれども。どういう品物がね、 どういうものかっていうのは、親交会長は代表ではありますけれどもね、専門家でも何でもないかと 思うんですけれども。過去にこの場所とは違いますけれども、あそぶっくの本の処理の仕方とかいろ んなことが、判断の仕方がね間違ってて、大事なものも処分しちゃったということも話を聞いてます。 なぜこんなになくなっちゃったのかって後から気がついたら、その人だけの判断っていうか、その人 だけではなかったかもしれないんですけども。ですから中にどんなものがあるかということはやっ ぱりある程度専門っていうか、知ってる方に処分していいかどうかっていうことは、ニセコ町の歴史 が残ってますからね、私も過去にちらっとは見たことはあるんですけれども、こんなものがあるのか、 ニセコ町には 100 年前はこんなものがあったのかとか、そういうものを見て、そしてあんまり気にも とめず、処分をすることはないだろうと思っていたので。それが今回の処分の対象になったかどうか わかりませんけれども。誰がそれを判断して決めて、果たしてそれで正しかったのか、ひょっとした ら後で大事なものが入ってたということは、処分されてしまうということもないのかなという非常 に不安があるんですね。ですから、ある程度専門の方に判断していただく、もう処分しちゃったのか どうかちょっとわからないんですけれども、そういうことが必要ではないかと思うんですけれども、 その辺のとこはどうなんでしょうか。親交会長に相談しただけですか。

- ○議長(猪狩一郎君) 山田農政課参事。
- 〇農政課参事(山田浩二君) 今の状況では親交会のほうに確認したという状況でございますが、町のほうでも歴史的なもの、大事なもの、そういったものも含まれている可能性があるので、その辺りは有島記念館の学芸員の方にも見ていただいて、必要なものかどうなのかというのを判断していただいて、それから作業を進めたいと考えています。
- ○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。
- ○5番(斉藤うめ子君) ちょっと確認なんですが、まだ処分まではしていない。だから、処分しようと思うものをもう一度見ていただくと。
- ○議長(猪狩一郎君) 山田農政課参事。
- ○農政課参事(山田浩二君) はい、まだ処分をしていない状況ですので、処分する前に見ていただいてから作業を進めたいと思っています。
- ○議長(猪狩一郎君) 高瀬企画環境課長。
- ○企画環境課長(高瀬達矢君) 私以前、山田参事へ引き継いだんですけれども、会館にあるものは 町の所有物が結構多いです。一部福井の町内会のものもありましたが、町内会のものについては矢島 さんをはじめ役員さんが確認して、投げるものをきちっと整理されているということです。ニセコ町 のものについては、山田の方から伊藤学芸員という話も出ましたが、私の確認ではそのほかいろんな 所管のものも混ざっていますので、全体的には各担当所管のほうで確認をしてから廃棄するという

ような段取りで展開進めておりましたので、必要なものまで投げることのないようにしたいと思っています。ただ、あそこの会館に非常に大きな絵が飾ってありますが、僕なりにはどうしたらいいのかなって思ったんですけど。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。 高木議員。

○8番(高木直良君) すいません、ちょっと数があるんですけど、7項目ほど。最初に7ページ、債務負担行為の補正、説明を聞き漏らしているのかもしれませんが、ここの意味がよくわかりません。 防災機材譲渡契約による譲渡代金(業務用ソフト)となっています。譲渡するのはソフトで、それを売り渡すっていうことでしょうか。それをなぜ債務負担で4年度にまたがって実施するのか、改めてお聞きします。

それから 13 ページ、コンピューターソフト、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)への使用料、先ほど話題になりましたコンビニでのマイナンバーカードによる証明書等の発行に関する費用だと思います。それで、この値段について使用料ですが、J-LISと町との関係、あるいは実際に場所なり機材を置いているコンビニエンスストアとの関係などがちょっと見えてこないんです。それで 14 ページのところに、コンビニ業者等への委託手数料ということで 3,000 円、コンビニ交付証明発行機能使用料で 4,000 円ということになっています。これらの総合的な関係がよくわかりません。例えばコンビニ事業者への委託手数料は、町が直接コンビニに渡すお金なのか、あるいはJ-LISを経由して渡すものなのかなど、今回コンビニでマイナンバーカードを使って証明書を出す、その全体像について補足説明をいただければと思います。

それから 3 項目は、13 ページの北海道自治体情報システム協議会への負担金の補正として増額になっていますが、ちょっと内容を聞き漏らしておりますので、増額になった理由を聞きたいと思います。

それから次に 17 ページ、今問題になっていました福井小学校の廃棄物関係でありますが、この場所は林業組合の事務所になるというふうにお聞きしたんですが、それは間違いないのか、あるいは今地域おこし協力隊で、先日現場を見せてもらいましたが、町有地で試験的に林道の工事をやっていますが、そういった作業との関係があるのかどうか、それから地域商社を予定しておりますけども、その地域商社の事務所とかそういうことと何か関わりがあるのか、再確認させていただきたいと思います。事務所の使用目的ですね。

それから 19 ページ、生活道路除雪費の補助が 246 万 9,000 円の補正ということであります。これは生活道路除雪費補助っていうことで現在行っており、これの当初予算が 500 万ちょっとだと思いますが、その半額程度、大幅な引上げをして助成をすると。この時期、助成を受けるほうは非常にありがたいと思うんですけれども、主要な今後の見通しなり、ここに至った理由などについて補足いただければありがたいと思います。

それから 19ページ、道営住宅整備要望資料作成ということで出ております。これは前にも町長からお話があったかと思うんですが、道営住宅をニセコ町のどこかに予定をして要望を出すということかと思いますけれども、これ現状の段階で非常に可能性の高い要望になるのかどうか。例えば町有

地を提供して貸与するとか、そういう場所の問題についても想定をされているのか。それから、町営住宅を増築するということで、何回か政策案件で説明を受けて、ほぼ取りかかる段階まで至ったと思うんですが、それとの関係があるのかないのかをお聞きしたいと思います。

最後に21ページ、教育諸費、フッ化物洗口について小学校で開始ということで、経費といいますか薬剤のお金だと思います。これは今まで幼児センターの父母からの承諾によって、希望者のみやってきたと思うんですが、小学校まで開始するということに至った経緯、小学生の虫歯が非常に増えているとか、そういったようなきっかけがあるのかないのか、あるいは父母からの要望があったのかとか考えられますけれども、フッ化物洗口を小学校で開始するに至った経緯について、改めてご説明いただきたいと思います。以上です。

### ○議長(猪狩一郎君) 福村総務課長。

○総務課長(福村一広君) 債務負担行為の補正の関係でご説明させていただきます。今回、北海道市町村備荒資金組合のほうから、実際業務用ソフトを買っていただいて、そのソフトをニセコ町に売渡していただくんですが、その代金としてこの債務負担行為の金額どおり令和 5 年度から令和 8 年度にかけて支払いを行っていくというものです。その業務用ソフトというのは説明でもさせていただきましたが、現在 office2013 というソフトを使っておりまして、そのソフトのサポート期限が 2023年度 4 月 11 日で切れるということから、この代替として北海道自治体情報システム協議会のほうでソフトを探していたところ、ジャストシステム社の JAST Govenment5 というものを決めたと。これを買う費用でございまして、買う金額については1ライセンス当たり2万7,000円。170ライセンスのインストール費用として7万2,200円、合計で税込み505万1420円かかるんですけども、これを備荒資金組合に1回立替えていただいて、それをこの4年間で分割して払っていくというものでございます。

それから 2 件目の今回のコンビニ交付の関係でございますけど、J-LISとの関係は簡単に言いますと、J-LISのコンビニ交付のシステムを使って、そこを経由してコンビニで発行していくというやりとりでございます。それで実際にJ-LISに払うのが、町民生活課のほうの手数料でみていますが、実際にはコンビニの交付証明発行機能の利用料がJ-LISに行きます。それからコンビニ事業者への委託手数料が一通 117 円ですけども、それがコンビニ事業者のほうへ行くという仕組みでございます。J-LISとの関係は、うちがJ-LISの利用システムを利用し発行して、その手数料と利用料をそれぞれ払っていくという簡単なJものでございます。一応導入費については490万円程度かかる予定でして、そのうち 2 分の I が特別交付税で措置されるということになっております。来年度以降は大体130万円の運営経費を見込んでおりますけれども、その2分のI も特別交付税で措置されると聞いております。3 件目の質問ですけども、北海道自治体情報システム協議会の負担金として623万円計上しております。この内訳ですけれども、まずコンビニ交付の関係で451万9、000円、先ほど説明しましたソフト関係のインストール作業費だとか環境構築費などが73万9、000円、それから、今回業務システムの両面から公金受け取りの情報を自動紹介システムで紹介できるシステムがありまして、そのシステムを使うための改修費が81万円、今回会計年度任用職員も市町村共済組合に入れるようになったということで、その人事給与のシステム改修費で16万2、000円を見

込んで、合計 623 万円という内訳でございます。以上でございます。

- ○議長(猪狩一郎君) 山田農政課参事。
- ○農政課参事(山田浩二君) 林業振興費の関係の質問にお答えいたします。旧福井会館につきましては、今新規の林業商社の設立を検討していますので、そちらの会社が事務所もしくは作業場として使うことを想定して、そちらのほうを使う予定になっています。こちらにつきましては、商社のほうで例えば地域おこし協力隊員を研修して、そういう仕組みでやるのであれば、地域おこし協力隊員の方を使っていただくという仕組みも考えられるので、地域おこし協力隊員を使うことは想定しております。以上になります。
- ○議長(猪狩一郎君) 桜井保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(桜井幸則君) それでは 21 ページの教育諸費のフッ化物洗口について、私のほうからお答えいたします。質問の内容がフッ化物洗口を行うに至った経過、理由というところですが、ニセコ町のフッ化物洗口事業実施要綱に基づくものによると、実施主体はニセコ町となっております。それでニセコ町のほうで現在持っている第三次ニセコ町健康づくり計画、これは令和 4 年度からの 10 年計画ですが、この中で歯の健康という分野がございまして、その中でフッ化物洗口実施施設数という目標数値を立ててございます。フッ化計画策定時には 1 施設だったものを令和 8 年度までには 3 施設で実施すると。現在幼児センターで実施しておりますので 1 施設、それと 2 施設目をニセコ小学校で実施するということで、この計画に基づく実施となってございます。以上です。
- ○議長(猪狩一郎君) 橋本都市建設課参事。
- ○都市建設課参事(橋本啓二君) 高木議員の質問にお答えします。生活道路除雪費補助に関してなんですが、平成6年度に策定された生活道路費の補助の金額が1m当たり1,000円でした。もうあれから28年経過しているので、そちらのほうの燃料費、労務費単価、機械の使用料あたりがだいぶん値上がりしていますので、新たに精査して1m当たり1,000円から1,500円なっております。あとは各組合さんで申請していただいた中で、本人で除雪を行った場合、限度額が今までは20万円だったんですが、40万円になります。業者に委託した場合、今までは限度額は30万円だったものが、今回の補正で50万円ということに変更いたしました。私のほうからは以上となります。
- ○議長(猪狩一郎君) 黒瀧都市建設課長。
- ○都市建設課長(黒瀧敏雄君) 高木議員の質問に引き続きお答えします。19 ページの道営住宅の整備要望資料作成の部分なんですけども、ちょっと私聞きそびれまして、1 点目は可能性についてということ、2 点目が場所の選定はということ、3 点目は関係性でよろしいでしょうか。一つずつ答えていきたいと思います。まず今回の可能性についてですが、179 市町村のなかで今道営住宅を持っている市町が52 あります。残りの127 は道営住宅を持っていない自治体になっています。そのうち今回要望を受けて3自治体だけが採用されます。変な話、宝くじに当たるような確実で2%ぐらいしかありません。かなり狭い門なんですけども、まず確率的にはそういう状態です。なので可能性があるかどうかっていうのは、うちの町のこの環境モデル都市とかSDGs街区とかいろいろやっているので、まさに今北海道がやろうとしているゼロカーボン事業のモデルにとっては割と頑張りたいなと思っています。それから場所の選定なんですけども、今3つ考えています。1つ目はSDGs街区

のどこか。2つ目が本通A団地 10 号棟を解体した敷地と、その向かいに 4 号棟があるんですけども そちらの敷地。3つ目はニセコ中学校の向かいにある町民グラウンドですね。そちらの敷地、この 3 敷地を今考えています。それから町営住宅との関係性という部分については全く切離したかたちで、まずは道営住宅としてうちのほうで整備をお願いしたいということと、これまでと一緒に新団地も 含めて、改善事業の公営住宅についても引き続き年度計画通り実施していきたいという考えでおります。以上です。

○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) フッ化物洗口の件でお尋ねしたいんですけども、今まで幼児センターでやっているのは、恐らく毎朝行ってからやられていると思うんですね。それは幼児の場合、やはりかなりしっかり指導しないと飲み込んでしまったりとかいうことがあって、訓練した上で毎日やっているということで、相当保育士さんの手間をかけていると思います。それで、資料を見たんですが、毎日やる方式と1週間に1回の方式があるということで、もちろんその量とか濃度の関係があると思うんですけども、今予定されている小学校でやるとすると、これは週1回なのか毎日やるのか、それによっては随分先生がたの指導の手間などがかかると思うんですが、それはどういう計画でしょうか。○議長(猪狩一郎君) 桜井保健福祉課長。

○保健福祉課長(桜井幸則君) ただいまの質問にお答えいたします。ニセコ町のフッ化物洗口の事業実施要綱のほうも改定してございまして、小学校につきましては週1回となってございます。以上です。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。 篠原議員。

○1番(篠原正男君) 3点お伺いします。最初に17ページの先ほど来、話題となっている林業振興費に伴う廃棄物処理なんですが、町が持ち込んだものも中にはあるということですけども、恐らく町から持ち込んだ際には、管財係かどこかの係が窓口になって持ち込んでいくという処理の仕方をしているのかなと思いますが、その目録的なものがあるのかどうか、まずそれをお伺いしたいと思います。

それから、補正予算全体に関わるところで、今回の補正予算の象徴的な部分では、いわゆる電気の使用料の増額に伴い補正をするというのが見受けられます。そこで2点お伺いしたいのですが、今回ニセコ高校が計上してこないのは何か理由があったのかどうか、お伺いしたいと思います。さらに、もうだいぶん経つから新電力ではないですけれども、王子さんと伊藤忠さんでしたっけ、共同で電力会社をつくって、ニセコ町もそれを使用するというような流れをつくっていったと思いますけれども、そこの料金の値上げと北電の値上げとの差額は、おおよそどういう状況にあるのかというあたりを、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 山田農政課参事。

○農政課参事(山田浩二君) 旧福井会館の目録という話なんですけども、目録についてはあるということは承知していませんが、私のほうでどんなものがあるかという物品の記録はカメラで撮っている状況です。以上です。

- ○議長(猪狩一郎君) 阿部学校教育課長。
- ○学校教育課長(阿部信幸君) ニセコ高校の電気代についてですが、原課担当に確認しましたところ、不足が見込まれるんですけども、今の段階ではまだ見込めないという回答がありまして、今回の補正では計上しませんでした。この後、どこかの段階で補正というかたちでまたご協議いただくことになるかもしれませんので、その節はよろしくお願いいたします。
- ○議長(猪狩一郎君) 福村総務課長。
- ○総務課長(福村一広君) 今回契約しているのは、王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社で契約させていただいております。一応北電との差を細かくは比較をしているわけではないんですけども、今のところ北電よりも若干安いとは担当のほうから聞いております。今後北電のほうが安いという場合は、北電に切替えられるかというところなんですけど、実は北電の法人のほうも切り替える契約ができませんので、今のところはこの王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社と継続していきたいと考えております。以上でございます。
- ○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。
- ○1番(篠原正男君) 現在の福井地区会館の廃棄物処理をする際に、ぜひとも目録などをつくって 処理されるように、これは要望ですけども、最低限そのぐらいの処置をしていただきたいと思います。 次の質問は先ほど来、同僚議員が指摘しているとおり、なくなってしまったというよりも、何々を 廃棄したと言ったほうが過去にそのものがあったという事実が確認できますので、ぜひともそのよ うに進めるべきと考えます。
- ニセコ高校で見込みが立たないということでありますけども、具体的にどういうことでしょうか。 ○議長(猪狩一郎君) 阿部学校教育課長。
- ○学校教育課長(阿部信幸君) 補正をつくっている段階で、この年度末までの見込みが読み切れないということで、ここで補正しても再度また不足が生じたりして二重の補正ということもあり得るということで担当のほうから聞きまして、今回補正を見送らせていただきました。
- ○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。
- ○1番(篠原正男君) ニセコ高校に関わってですが、私自身うがった見方をしまして、電力のかかる施設についてはもうやめてしまうのかなというような心配もしてしまいました。その辺だけ確認させていただきました。ハウスですとか比較的電力のかかる部分については、今までどおり行っていくということでよろしいかどうかそれだけ確認させてください。
- ○議長(猪狩一郎君) 阿部学校教育課長。
- ○学校教育課長(阿部信幸君) 今高校の魅力化ということで、新たな魅力を検討しているところで ございますけども、現状まだそっちの方向に確定しているわけでもございませんので、今のニセコ高 校のやるべきことは、これまでどおり引き続きやってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります、

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これより、議案第8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、日程第 12、議案第 9 号 令和 4 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言をします。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第9号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。 お諮りします。本案は、原案とおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、日程第 13 議案第 10 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を 議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言をします。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言をします。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これより、議案第10号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第14 議員派遣の件について

○議長(猪狩一郎君) 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。委員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

### ◎日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(猪狩一郎君) 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

#### ◎日程第 16 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(猪狩一郎君) 日程第16、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

総務常任委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

# ◎閉会の宣告

○議長(猪狩一郎君) 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。 これにて令和4年第9回ニセコ町議会定例会を閉会します。 ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎 (原本自署)

署 名 議 員 高木 直良(原本自署)

署 名 議 員 青羽 雄士 (原本自署)